

申請の手引き

令和7年度

福岡市住宅用エネルギーシステム

導入支援事業補助金

福岡市地球温暖化対策市民協議会

(担当：福岡市環境局脱炭素事業推進課)

令和7年4月作成

目次

<はじめに>	2
1 申請受付期間	2
2 問い合わせ窓口・申請書提出先	2
3 補助金交付額及び補助対象住宅	3
4 申請の組み合わせパターン	4
5 補助対象者	5
6 補助対象システム	7
7 補助条件システム	9
8 申請手続きの流れ	10
9 申請方法・提出期限について	11
(1) 補助金交付対象申請	11
(2) 補助金交付請求	13
10 提出書類	14
(1) 全体での注意事項	14
(2) 補助金交付対象申請時の提出書類	16
① 補助対象システムに関する提出書類	16
② 補助条件システムに関する提出書類	33
(3) 補助金交付請求時の提出書類	36
① 補助対象システムに関する提出書類	36
② 補助条件システムに関する提出書類	44
(4) 取下げ、計画中止、計画変更時の提出書類	47
① 取下げ届	47
② 計画中止届	47
③ 計画変更承認申請書	47
11 補助金受領後	49
12 Q&A	50
13 市民協議会	53

<はじめに>

申請にあたっては、本手引き、要綱及び様式の記載例をよくご確認ください。

なお、申請の手引きに記載している事項や申請手続きに関する具体的な運用については、事業開始後であっても変更する場合があります。

変更がある場合は、市ホームページへ掲載を行いますので、定期的にご確認いただきますようお願いいたします。

1 申請受付期間

令和7年5月7日（水）～令和8年1月30日（金）

- ※ 予算がなくなり次第、申請の受付を終了します。予算が残り少なくなった場合には、市ホームページへ掲載します。
- ※ 上記期間内に、不備・不足が無い状態で申請書等の提出(郵送の場合は必着)が必要です。
- ※ 申請書類及び必要書類一式が不備・不足なく揃ったものから審査となります。

2 問い合わせ窓口・申請書提出先

福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業補助金交付事務局

（（中外テクノス株式会社九州支店内））

〒812-0892 福岡市博多区東那珂 2-20-35

TEL：092-517-9573 FAX：092-517-9574

メール：fukuoka-jimukyoku@chugai-tec.co.jp

3 補助金交付額及び補助対象住宅

(要綱 別表3)

補助対象システム	補助金交付額 (※1)	補助対象住宅
住宅用太陽光発電システム (※2)	2万円/kW (上限 10 万円) (※3)	戸建住宅
	2万円/kW (上限 60 万円) (※3)	集合住宅
リチウムイオン蓄電システム	機器費の1/2 (上限 40 万円)	戸建住宅 集合住宅
V2Hシステム	機器費の1/2 (上限 20 万円)	
高効率給湯器 (エコキュート)	定額2万円	
家庭用燃料電池	定額5万円 ※単体で設置する場合は、上限 200 件	

(※1) 算出した額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費を補助金の交付額の上限とする。また、国等の他機関からの補助金と算出した補助金交付額の合計額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費と他機関からの補助金の差額を補助金の交付額の上限とする。端数が出た場合は千円未満切り捨て。

(※2) 集合住宅において、住宅の所有者 (区分所有の場合を含む) が同一物件内に居住し、自身の居住スペースのみで利用する住宅用太陽光発電システムを設置する場合は、戸建住宅の補助要件と補助金交付額を適用する。

(※3) 発電出力 (kW 表示で、小数点第4位以下を切り捨て) に、1kW あたり2万円を乗じて得た額とする。

ポイント

- 住宅用太陽光発電システムの補助金額は、パネルの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の小さい方を、発電出力として算定します。

※パワーコンディショナを複数設置する場合の発電出力は、各系列におけるパネルの公称最大出力とパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい方の出力を合計した値となります。

【例：パワーコンディショナが2系列ある場合】

系統	パネルの公称最大出力 (A)	パワーコンディショナの 定格出力 (B)	発電出力 (A) と (B) の 小さい方
1	4.500 kW	3.000 kW	3.000 kW
2	5.300 kW	5.900 kW	5.300 kW
合計			8.300 kW

- 家庭用燃料電池 (単体で導入する場合) の申請受付件数については、他のシステムの申請件数と補助金の交付状況によっては、上限数に達する前に申請受付が終了することがあります。

4 申請の組み合わせパターン

(1) 単体補助

「住宅用太陽光発電システム（集合住宅のみ）」又は「家庭用燃料電池」のいずれかを単体で導入する場合

(2) 組み合わせ補助

「住宅用太陽光発電システム」と「HEMS」の設置を必須条件として、「リチウムイオン蓄電システム」「V2Hシステム」「高効率給湯器（エコキュート）」「家庭用燃料電池」をいずれか1基以上又は組み合わせて導入する場合

補助区分	補助対象システム							補助条件システム	
		住宅用太陽光 発電システム (戸建住宅)	住宅用太陽光 発電システム (集合住宅)	リチウムイオン 蓄電システム	V2H システム	高効率 給湯器 (エコキュート)	家庭用 燃料電池	住宅用太陽光 発電システム	HEMS
単体補助	1	—	●	—	—	—	—	不要	不要
	2	—	—	—	—	—	●	不要	不要
組み合わせ補助	3	●	—	● (いずれか1基以上)				—	要 (既設又は新設)
	4	—	●	● (いずれか1基以上)				—	要 (既設又は新設)
	5	—	—	● (いずれか1基以上)				要 (既設)	要 (既設又は新設)

ポイント

- 「住宅用太陽光発電システム」及び「HEMS」両方の設置が必須条件です。
(組み合わせ補助の場合)
- 補助条件システムとしての「住宅用太陽光発電システム」は既設、「HEMS」は、新設・既設を問わず、補助条件システムとしています。
- 「HEMS」の設置に対する補助金はありません。
- 「住宅用太陽光発電システム」は、敷地内（駐車場・カーポート等）に設置する場合も対象となります。
- 高効率給湯器（エコキュート）と家庭用燃料電池については、いずれか一方しか補助金交付対象申請ができません。

5 補助対象者

○補助金の交付対象申請の審査時に福岡市税に係る徴収金（福岡市税及び延滞金等）に滞納がないこと

○福岡市内の住宅に補助対象システムを設置すること又は補助対象システムが設置された福岡市内の住宅を購入すること

（要綱 別表2）

補助対象者	要 件	
	戸建住宅へ設置する場合	集合住宅へ設置する場合
個人 (※1)	(1) 自ら所有する住宅又は所有者以外が居住している個人所有の住宅に、補助対象システムを設置する者 (2) 補助対象システムが設置された住宅を購入する者	
管理組合 (※2)		共用部分での使用を主な目的として、補助対象システムを設置する者

(※1)住宅（賃貸の場合を除く）には、補助金交付請求書の提出時に居住者がいること（住民票で確認できること）。なお、システムは主として居住者の利用を前提とし、売電を始めとした事業として設置するものについては補助対象外とする。

(※2)管理組合が設立されていない場合は、建築主も補助対象者とする。但し、管理組合設立後に、その権利義務等を引き継ぐ場合に限る。

ポイント

1. 住宅の所有者が法人（管理組合法人は除く）の場合には申請はできません。（申請者は、個人又は管理組合に限られます。）
2. 「住民票の住所」と「申請書の住所」が異なると、市税滞納に関する調査ができない場合がありますので、上記住所が異なる場合は、事前に事務局へご連絡ください。
3. 市税の納付後間もない場合には、納付データの反映に時間がかかるため、市税対応に関する調査に時間を要する場合があります。
4. 市税の申告が不要な場合でも、申告手続きをしないと福岡市税の滞納がないことの証明ができませんので、区役所等で申告手続きを行ってください。

(1) 申請者について

補助対象者については、原則、以下の条件を満たす必要があります。

- 補助金交付対象申請者** = ①居住者または所有者
 = ②工事・売買契約者
 = ③工事・売買代金支払者（領収書の宛名）
 = ④補助金交付請求者
 = ⑤補助金受領者（口座名義人）

なお、「組み合わせ補助」で申請する場合または集合住宅の「住宅用太陽光発電システム」を「単体補助」で申請する場合については、「住宅用太陽光発電システムの」新設・既設に関わらず

- 補助金交付対象申請者** = ⑥系統連系・電力受給の契約者

であることが原則です。

ただし、補助金交付対象申請者と系統連系・電力受給の契約者が同一でなくても、系統連系・電力受給の契約者が太陽光発電システムの設置住所に居住している場合は補助対象とします。

この場合は、系統連系・電力受給の契約者の住民票を添付してください。（住民票上別世帯でも可）

上記の条件が満たされない場合は、補助金交付対象申請の可否について事前にお問い合わせください。

(2) 2世帯での申請について

補助申請については、各戸毎に各対象システム1基までを補助対象としています。

2世帯各々で申請する場合は、住戸が区画され、完全に独立していることが分かる書類（建物の図面や区分登記等）の提出が必要です。

6 補助対象システム

（要綱 別表1－1）補助対象システム及びその要件

※補助対象システムの共通の要件：未使用品であること

補助対象システム	要 件
住宅用太陽光発電システム	<共通> - 電力系統に連系（接続）していること。 <戸建住宅> - 発電した電力を、住居部分で使用することを主な目的とするシステムであること。 - HEMSを設置すること（既設も可）。 - リチウムイオン蓄電システム、V2Hシステム、高効率給湯器（エコキュート）、家庭用燃料電池のいずれか1基以上を新たに設置すること。 <集合住宅> - 発電した電力を、各住戸または共用部分で使用することを主な目的とするシステムであること。 （共用部分で使用することを主な目的とする場合） - 停電等の非常時において、共用部分で発電電力の使用が可能なシステムであること。
リチウムイオン蓄電システム	- 定置用リチウムイオン蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）において、令和6年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。 - SIIに登録されているパッケージ型番の範囲の機器費（蓄電池本体、パワーコンディショナ、コンバータ、リモコン、計測・制御装置等を含めた機器費）が、蓄電容量1kWhあたり13.5万円以下のシステムであること。
V2Hシステム ※電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 を保有している（又は、購入予定である）こと。	一般社団法人次世代自動車振興センター（NeV）が実施する、令和6年度補正予算・令和7年度予算「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象V2H充放電設備一覧に掲載されている機器であること。
高効率給湯器 （エコキュート）※	- CO₂を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ給湯器であること。 2025年度の目標基準値（JIS C 9220 年間給湯保温効率又は年間給湯効率）+0.2以上の性能値を有するもの、又は、おひさまエコキュート。
家庭用燃料電池※	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が公表する登録機器リストに登録されている製品であること。

※高効率給湯器（エコキュート）と家庭用燃料電池については、いずれか一方しか補助金交付対象申請ができない。

ポイント

住宅用太陽光発電システム（補助対象システム）

1. 全量売電ではないこと。
2. 集合住宅の共用部分で使用することを主な目的とする場合、停電等の非常時において、共用部分（ただし、各住戸に設置する場合は各居住部分）での発電電力の使用が可能なシステムであることを要件としています。
3. 賃貸集合住宅の個人所有者が電力受給契約を結び太陽光発電システムを設置する場合に、停電等の非常時においては、所有者が賃借人に必要最低限度の電力を供給できるシステムであることが要件となっていることにご注意ください。

ポイント

リチウムイオン蓄電システム

- ・ 蓄電容量1 kWh あたり 13.5 万円以下は、パッケージ型番の構成機器費の値引き後・税抜き額です。

7 補助条件システム

(要綱 別表1－2) 補助条件システム及びその要件

補助条件システム	要 件
住宅用太陽光発電システム（既設）	・ 発電した電力を、住居部分で使用することを主な目的とするシステムであること。
HEMS (既設又は新設)	・ 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 ・ 補助対象システムを設置した住宅において、電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。

補助対象システムと異なり、設置費用に対する補助金の交付はありませんが、「リチウムイオン蓄電システム」「V2Hシステム」「高効率給湯器（エコキュート）」「家庭用燃料電池」のいずれか1つ又は組み合わせて導入する場合の条件となるシステムを「補助条件システム」として規定しています。

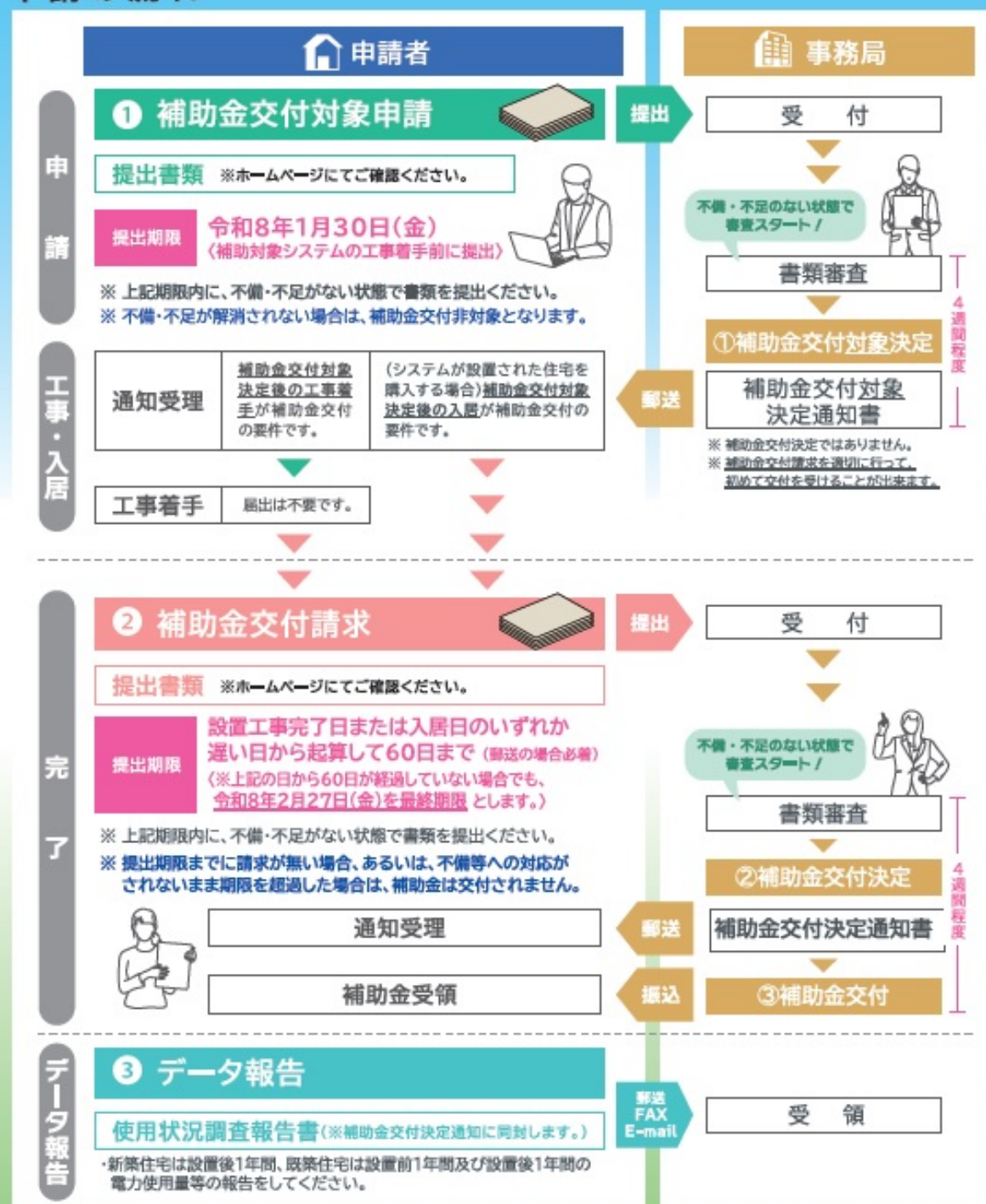
上記の両方のシステムの設置が必要です。HEMSについては、新設・既設を問いません。

ポイント

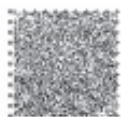
HEMS

1. 各家庭において、一箇所（一つのモニター）で、①住宅全体の電力使用量、②太陽光発電システムの発電量、③リチウムイオン蓄電システムやV2Hシステムの充・放電量、④系統からの買・売電量、を一体的に計測・蓄積し、エネルギーの使用量を調整する必要があります。
2. リチウムイオン蓄電システム等の補助対象システムにおいて、上記1の①～④の情報を見える化できる機能を有している場合においては、別途、機器として「HEMS」を導入しなくても、補助条件システムが設置されたものとします。
補助対象システムが、上記1の①～④の情報を見える化できる機能を有しているかについては、事前に事務局にお問い合わせください。

申請の流れ



Uni-Voice



Uni-Voice 対応

問い合わせ・申請書提出先

福岡市地球温暖化対策市民協議会

福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業補助金交付事務局

(中外テクノス株式会社 九州支店内) 〒812-0892 福岡市博多区東那珂2-20-35

TEL 092-517-9573 FAX 092-517-9574

MAIL fukuoka-jimukyoku@chugai-tec.co.jp

9 申請方法・提出期限について

(1) 補助金交付対象申請

<申請方法>

- 補助金交付対象申請書（様式第1号）に、要綱別表4-1・4-2に記載の書類を添えて、不備・不足の無い状態で、電子メール又は郵送にて下記期限内に提出（必着）してください。
- 申請されてから、1週間以内に申請受理の連絡がない場合は、事務局へご連絡ください。

◆電子メール申請時のお願い◆

件名を 【申請】住宅用エネルギーシステム導入支援事業補助金 としてください。

<提出期限>

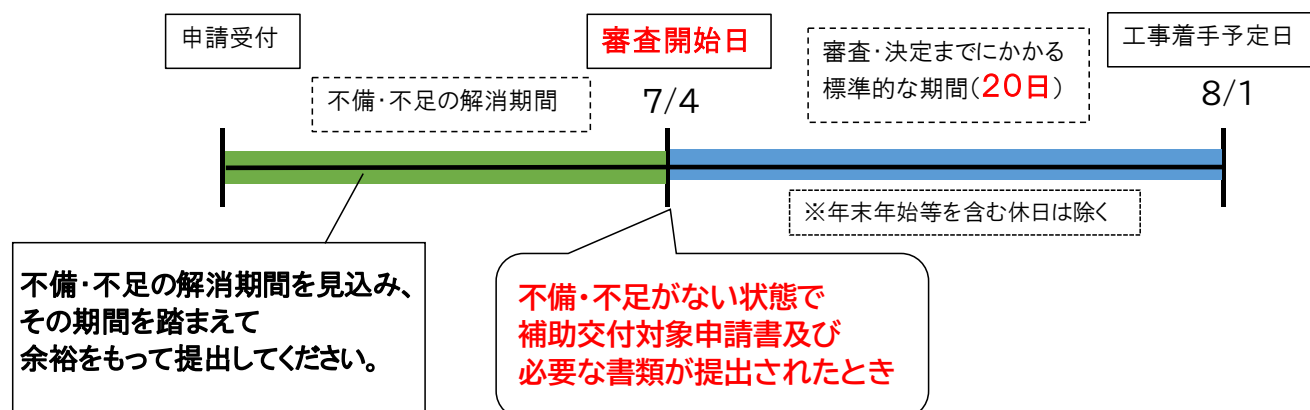
申請書類に不備・不足がなくなった状態で、設置工事の着手予定日（補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は入居予定日）の20日前※まで

※土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く

- ・ 書類の受付から審査、補助金交付対象決定までにかかる標準的な期間を20日と定めています。ただし、不備・不足があった場合はこの限りではありませんので、補助金交付対象申請書等は、余裕をもって提出してください。
- ・ 審査・交付決定までにかかる標準的な期間（20日）は、不備・不足が解消した日から起算します。不備・不足の解消に要する期間によっては、予定していた日に工事に着手できないこととなりますので、ご注意ください。
- ・ 年末年始等を含む休日や、申請書等の不備・不足が解消されるまでの期間は、標準的な期間である20日には含みません。
- ・ 「**設置工事の着手予定日**」は、複数のシステムを設置する場合、そのうち一番初めに**補助対象システム**の設置工事に着手する日とします。
- ・ 設置工事着手予定日の前日から起算して、20日前までに書類の提出があったとしても、設置工事着手予定日までに必ず「補助金交付対象決定」ができるとは限りません。

- ・ 補助金交付対象決定を行う前に、補助対象システムの設置工事に着手（補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は入居）された場合には、補助金交付対象決定される資格を失います。
- ・ 申請書類等に不備・不足がある場合は、修正等について期限を定めて、事務局から連絡いたします。期限内に修正等がなされない場合には、補助金交付非対象決定をいたします。（※不備の無い状態で、改めて、申請されることは可能です。）
- ・ 当協議会において、必要に応じて、予告なく現地調査を行います。
- ・ 早く設置工事に着手をしたいため、審査等を急いで欲しい等のご要望には応じられません。余裕をもって申請書等をご提出ください。
- ・ 原則、申請者や手続代行者等の事情による提出期限の延長は認められません。事情があつて提出に時間を要する書類がある場合は、上記期限より前に、必ず余裕をもって補助金交付事務局にご相談ください。個々の事例によって検討し、やむを得ない事情と判断した時のみ、該当する書類だけの提出を猶予する場合があります。
- ・ 申請者の多忙や資金計画上の遅延等は、やむを得ない事情にあたりません。手続き代行者である事業所の慣例や内規等により、設置工事代金領収時期やその他手続き等に時間を要す場合は、当補助金の交付請求手続きに支障が無いよう、事前に取り扱いを変更する等、上記期限に遅延しないための措置を講じてください。

<不備・不足があつた場合>



(2) 補助金交付請求

<申請方法>

- 補助金交付請求書（様式第8号）に、要綱別表5-1・5-2に記載の書類を添えて、不備・不足の無い状態で、電子メール又は郵送にて下記期限内に提出（必着）してください。
- 申請されてから、1週間以内に申請受理の連絡がない場合は、事務局へご連絡ください。

電子メール申請時のお願い◆

件名を 【請求】住宅用エネルギーシステム導入支援事業補助金 としてください。

<提出期限>

申請書類に不備・不足がなくなった状態で、「設置工事完了日」または「入居した日」のいずれか遅い日から起算して60日以内

（60日を経過しない場合でも、令和8年2月27日（金）を最終期限とします。60日目が土曜日・日曜日・祝日の場合は、前営業日が提出期限です。）

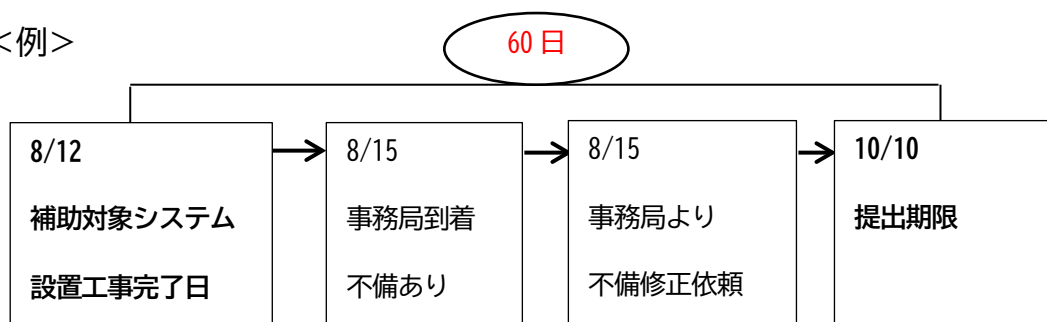
- ・ 「設置工事完了日」は、「補助対象システム及び新設の補助条件システムの設置が完了した日」です。複数のシステムを設置する場合は、その中の最も遅い日を設置工事が完了した日とします。

（例）以下のケースは、いずれも「設置完了日」としては認められません。

工事代金の支払い日、領収書の発行日、HEMSの設定が完了した日、インターネット環境が整った日、電力受給契約の開始日

- ・ 「入居した日」は住民票で確認します。実際の入居日と住民票の住居設定日が異なる場合は、「入居日についての申立書」（様式あり）を提出してください。
- ・ 不備・不足の修正中に提出期限を過ぎたもの、提出期限までに、補助金交付請求書等を提出しなかったものについては、補助金の交付対象外となります。

<例>



(1) 全体での注意事項

(電子メール・郵送提出共通)

- ・ エクセルの自動計算機能を利用する箇所については、直接入力しないでください。
- ・ 不要な資料は添付しないでください。(例：製品カタログ1冊分の写し)
- ・ 補助金交付対象申請では、様式第1号と別表4-1、別表4-2の添付書類が必要です。また、補助金交付請求では、様式第8号と別表5-1、別表5-2の添付書類が必要です。
- ・ 添付書類は要綱別表の1番から順に並べてください。

(郵送提出の場合)

- ・ 鉛筆や消すことができるペンを使用しないでください。
- ・ 修正テープ(液)は使用しないでください。
- ・ 様式のある申請書等は、両面印刷をしてください。
- ・ 提出書類はホッチキス留めしないでください。
- ・ A4サイズ用の紙で提出してください。

【『SPOBY内「福岡市コミュニティ」参加登録状況報告書』について】

アプリ「SPOBY(スポビー)」を利用して楽しく脱炭素行動を！

- ・ 福岡市では、市民の方々に日常生活の中で楽しみながら脱炭素行動に取り組んでもらうため、自身のCO2排出削減量を把握できる脱炭素行動促進アプリ「SPOBY(スポビー)」に、『福岡市コミュニティ「脱炭素エキデン福岡」』を開設しました。
- ・ アプリをダウンロードして『福岡市コミュニティ「脱炭素エキデン福岡」』への参加登録後、報告書の提出をお願いします。

The screenshot displays the 'SPOBY' app interface. At the top, there's a title bar: '【SPOBY内「福岡市コミュニティ」参加登録状況報告書】'. Below it, a form for user registration is shown. The form includes a field for '氏名' (Name) and a section for '確認' (Check) with checkboxes for 'SPOBY(スポビー)をダウンロードし、福岡市コミュニティへ参加登録した。' and 'スマートフォンを持っている。'. A blue arrow points from the '確認' section to a 'ユーザーID' field. Below the form, there's a QR code and a section titled '「SPOBY」福岡市コミュニティについて'. This section contains text about the app's purpose and usage. At the bottom, there's a section titled '<「ユーザーID」確認方法>' which shows a sequence of three screenshots: 1. The app's main screen with a 'ログイン' (Login) button. 2. A screen with a 'ユーザーID' field and a '確認' button. 3. A screen showing the 'ユーザーID' and a '確認' button.

ス ポ ビ ー
SPOBY内「福岡市コミュニティ」参加登録状況報告書

(2) 補助金交付対象申請時の提出書類

① 補助対象システムに関する提出書類

住宅用エネルギーシステム導入支援事業補助金交付対象申請書（様式第1号）

- ・ 必要事項に記入し、内容を確認の上、確認欄の口にチェックをしてください。
- ・ 全ての欄に記入またはチェックがされていることを確認してご提出ください。

1/3 枚目

- ・ 日付は、事務局に送付する直前にご記入ください。
- ・ 申請者の氏名・住所は本人確認書類又は住民票の表記に合わせてください。
- ・ 申請者氏名の「ふりがな」は市税の納付状況や暴力団排除措置のための照会の際に使用しますので、間違いがないよう注意してください。
- ・ 提出書類に不備等があれば、申請者（または手続代行業者）の連絡先にご連絡します。メールアドレスを手書きされる場合は、読み間違えないように記入してください。（数字の0と英字の0にはふりがなをつけるなど）
- ・ 提出後において、事務局からの修正依頼等の連絡がある場合に備え、連絡の有無の確認を怠らないようお願いします。
- ・ 「2 補助対象システムを設置する住宅」は、住居表示（住民票上の住所）で記入してください。新築や建て替えで契約書等が地番となっているときは、「住居番号設定通知書」や「住居番号設定証明書」を提出し、地番と住居表示の繋がりが分かるようにしてください。補助金交付対象申請時に「住居番号設定通知書」や「住居番号設定証明書」を提出できない場合は、補助金交付請求時に提出してください。
- ・ 「5 工期及び入居日（予定）について」の「設置工事着手予定日」と「設置工事完了予定日」は、添付書類の工事請負契約書等（別表4-1）で日付を確認します。
工事請負契約書等に記載の工期と「設置工事着手予定日」、「設置工事完了予定日」が異なる場合や工事請負契約書等に工期の記載がない場合は、確認欄の口にチェックをしてください。

すべての書類が揃った提出直前の日付を記入

令和 7 年 5 月 9 日

福岡市地球温暖化対策市民協議会
会長 浅野 直人 様

【事務局使用欄】

ER07

エクセルを使用して申請書を作成
する場合は、黄色の箇所のみ記入
いただき、それ以外の箇所は、記
入しないでください。

【申請者（本人確認書類又は住民票の表記通りに正しく記載すること。）】

住所	〒 810 - 8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
ふりがな	ふくおか たろう
氏名	福岡 太郎
生年月日	大正・昭和・平成 62 年 9 月 29 日
電話番号※	(090) 123 - 456

※日中、連絡がとれる番号

令和7年度福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業補助金交付対象申請書

福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、以下のとおり申請します。

記

1 補助金申請額

704,000円

住居表示（住民票上の住所）で記入する。
契約書等の住所が地番の場合は、
「住居番号設定通知」等を添付すること。

2 補助対象システムを設置する住宅（該当する□にチェックを入れ、必要事項を記入すること）

住所	☐ 申請者住所と同じ ☒ 申請者住所と異なる（以下に住所を記入） 〒 812 - 8653 福岡市東区箱崎2丁目54-1
所有者	☒ 申請者が所有 ☐ 申請者以外が所有 ⇒ 同意書（様式第14号）提出
住宅の区分 ※①②それぞれ 一つずつチェック	① ☒ 戸建住宅 ☐ 集合住宅 ⇒（該当する場合はチェック） ☐ 賃貸 ② ☒ 新築 ☐ 既築 ☐ 建替え ☐ 住宅購入（建売）

3 申請内容（該当する□にチェックを入れること）

申請区分	☒ 組み合わせ補助（太陽光発電システム、HEMSの設置が必須条件） ☐ 単体補助
補助対象システム	☒ 太陽光発電システム ☒ リチウムイオン蓄電システム ☒ V2Hシステム ☒ 高効率給湯器（エコキュート） ☐ 家庭用燃料電池
補助条件システム	☐ 太陽光発電システム（既設） ☒ HEMS（新設） ☐ HEMS（既設）

太陽光発電システムを「補助対象システム（新設）」として導入する
場合は、「補助条件システム（既設）」欄にチェックは不要

4 申請手続代行者（該当する□にチェックを入れ、必要事項を記入すること）

代行者の有無	☒ あり（以下に詳細を記入） ☐ なし
住所	〒 819 - 8501 福岡市西区内浜1丁目4の1
会社名	福岡天神ハウス 担当者は、複数人記入可 日中、繋がりのやすい番号を記入
代表者役職名	代表取締役
代表者氏名	太陽 照子
担当者氏名①	天神 次郎
担当者電話番号①	092-711-4204
担当者氏名②	福岡 花子
担当者電話番号②	090-2345-6789
メールアドレス	fukuokatenjin@house.com
休業日	火曜、水曜、年末年始

5 工期及び入居日（予定）について

・新築、建替え住宅に設置工事を行う場合：全て記入
・既築住宅に設置工事を行う場合：入居予定日は記入不要
・システムが設置された住宅を購入する場合：入居予定日のみ記入

設置工事着手予定日	令和 7 年 7 月 1 日
設置工事完了予定日	令和 7 年 7 月 7 日
入居予定日	令和 7 年 7 月 30 日

複数のシステムを設置する場合は、すべての対
象及び条件システムの設置工事が完了する日

【添付書類と上記の日付が異なる場合・添付書類に工期の記載がない場合はチェックを入れること】

☒ 工期については、上記のとおりで間違いありません。補助対象決定されるまで、工事には着手しません。

次項へ続く

2/3 枚目

- 「6 国等他機関の補助金の申請状況」
機器費と工事費が明確に分かれている補助金のみ記載してください。
- 「7 確認事項 (1) 福岡市税等の課税及び納税状況の確認について」
「福岡市税の滞納がないことの証明書の写し」を添付しない場合は、申請前に納付状況を必ず確認し、未払い金（延滞金を含む）がある場合は、**申請前に支払いを完了**させてください。
- 福岡市税務担当課に福岡市税の課税状況及び納付状況についての確認後、支払いが確認できない場合は、申請者（又は同意欄にチェックがある場合は手続き代行者）へご連絡しますので、速やかに支払いを行ってください。支払いの確認が完了しない限り、交付対象決定が行われませんので、注意してください。

(様式第1号) (2/3 枚)

6 国等他機関の補助金の申請状況（必要事項を記入し、該当する□にチェックを入れること）
※機器費にかかる補助金のみ記載

申請（予定）の有無	☒ 有	☐ 無
対象システム	V2Hシステム	事業名
	CEV普及インフラ補助金	申請額
	750,000	円
		円
		円

7 確認事項（すべて必須）
市で確認することに同意する場合は、証明書の提出は不要

(1) 福岡市税等の課税及び納税状況の確認について（□にチェックを入れること）

☒ 私（申請者）は、「福岡市税に係る徴収金（福岡市税及び延滞金等）に滞納がないこと」の確認にあたり、福岡市税務担当課に、本紙「福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業補助金交付対象申請書」が開示され、私（申請者）の福岡市税等の課税状況及び納付状況についての確認がなされることについて同意します。

☐ （※手続き代行者を依頼しており、下記に同意する場合はチェック）
私（申請者）は、上記の確認の結果の内容を、福岡市地球温暖化対策市民協議会から手続き代行者へ福岡市税に係る徴収金の支払い状況について連絡することに同意します。

☐ 私（申請者）は、福岡市税の滞納がないことの証明書の写し（発行日から3ヶ月以内）を提出します。

(2) 申請内容について（□にチェックを入れること）

☒ 私（申請者）は、以下の申請要件等の内容について了承し、誓約します。

- 福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業補助金交付要綱の内容を了解し、本補助金交付対象申請書及びその他提出書類一式について責任を持ち、虚偽・不正の記入が一切ないこと。
- 過去に、福岡市地球温暖化対策市民協議会（旧：福岡市地球温暖化防止市民協議会）から住宅用エネルギーシステムの導入に関する補助金の交付を受けた場合、当該システムの管理期間を経過していること。また、過去に交付を受けていて、管理期間が経過していないことが判明した場合は、福岡市地球温暖化対策市民協議会（旧：福岡市地球温暖化防止市民協議会）の返還請求に対し、真摯に対応すること。
- 福岡市地球温暖化対策市民協議会が福岡市暴力団排除条例の規定に準じた排除措置を講じることを理解し、警察への照会が行われることに同意すること。

(3) 添付書類について（□にチェックを入れること）

☒ 私（申請者）は、補助金交付対象申請に必要な書類について確認し、添付しました。

※申請者、システムごとに必要書類が異なるため、必ず要綱や手引き等で確認をしてください。

(4) 提出書類について（□にチェックを入れること）

☒ 提出書類は、本事業に必要となる一連の業務遂行のために利用され、補助金交付事務局より提出書類にかかる個人情報の確認がなされることについて同意します。

次項へ続く

以下2ページ目
入力不要

【事務局使用欄】	過去の福岡市	3 ページ目「8 システムの詳細及び導入経費等」へ進んでください。	☐ なし
	受領者		)
	時期		
システム名	☐ 太陽光発電システム ☐ リチウムイオン蓄電システム ☐ V2H ☐ エコウィル ☐ 燃料電池 ☐ HEMS		

3/3 枚目

- ・ システムが設置された住宅を購入する場合も、「新設」として扱います。
- ・ エクセルの自動計算機能を利用して作成してください。
 なお、エクセルの自動計算機能を利用する箇所について訂正が必要となった場合は、再度作成してください。（訂正印等による訂正不可）
- ・ 導入経費等の内容と補助金申請額の整合性が取れているかどうかをご確認ください。
- ・ 端数処理等のため、契約金額が経費合計金額と異なる場合は、経費合計金額の右隣の欄に契約金額を記入してください。
- ・ 機器費及び工事他に関する費用は、値引き後の金額を入力し、マイナスの数値を入力しないでください。
- ・ 住宅用太陽光発電システム
 - パネルの発電出力に関しては、小数点以下第3位（第4位以下を切り捨て）まで記入してください。
- ・ リチウムイオン蓄電システム
 - 型番は、SIIの「令和7年度 戸建住宅 ZEH 化等支援事業」の蓄電システム製品登録に登録されている「パッケージ型番」を記載してください。
 - 「蓄電容量」はカタログ値と SII 値をそれぞれ記載してください。
 - 機器費は、SII で蓄電システムとして登録している構成部分のみ（蓄電池本体、パワーコンディショナ、リモコン、計測・制御装置、専用表示装置、筐体、他）について対象としてください。
- ・ HEMS
 - 機器費は、本体機器、計測装置、制御装置、通信装置、ゲートウェイ、モニター等を対象としてください。

(様式第1号) (3/3 枚)

8 システムの詳細及び導入経費等 (※金額はすべて税抜)

※ 必要事項を記入し、該当する□にチェックを入れること
※ 金額はすべて税抜き価格で記入すること

機器費とは、「太陽電池モジュール、架台、接続箱、パワーコンディショナ、その他付属機器（電力モニター等）」にかかる費用

※税抜合計 1,700,000 円

メーカー名	福岡ソーラーシティ	型番	SPS-12345
機器費	1,200,000 円	工事他に関する費用	500,000 円
①パネルの公称最大出力の合計値	4.200 kW	② パワコンの定格出力	5.900 kW
発電出力	4.200 kW	※発電出力は、①、②の小さい方を記入	
③発電出力×2万円	84,000 円	※発電出力(小数点第1位を切り捨て)	
補助金申請額	84,000 円	※機器費(税抜)と③のどちらか低い方 (戸建住宅：上限10万円、集合住宅：上限60万円、千円未満切り捨て)	

イ リチウムイオン蓄電システム

※税抜合計 1,600,000 円

メーカー名	福岡ソーラーシティ	SII登録のパッケージ型番	LISB-12345
蓄電容量	9.8 kWh	※カタログ値	
	9.8 kWh	※SII値	
目標価格	1,323,000 円	目標価格(1kWhあたり)	135,000 円
機器費	1,200,000 円	工事他に関する費用	400,000 円
機器費の1/2	600,000 円	※機器費は目標価格以下であること。	
補助金申請額	400,000 円	※機器費の1/2 (上限40万円)、千円未満切り捨て	

ウ V2Hシステム

機器費とは、「V2H本体、その他付属機器（リモコン等）」にかかる費用

※税抜合計 1,400,000 円

メーカー名	福岡ソーラーシティ	型番	V2H-12345
機器費	1,200,000 円	工事他に関する費用	200,000 円
機器費の1/2	600,000 円	「電気自動車（又はプラグインハイブリッド自動車）を使用もしくは購入予定であること」がV2Hの補助要件の一つとなっているため注意	
補助金申請額	200,000 円		
☒ 補助金交付請求時に、自動車検査証や注文書等を添付します。			

エ 高効率給湯器（エコキュート）

※税抜合計 550,000 円

メーカー名	福岡ソーラーシティ	型番	EC-12345
機器費	400,000 円	工事他に関する費用	150,000 円
年間給湯保温効率又は年間給湯効率		☒ おひさまエコキュート	おひさまエコキュートの場合は□にチェック
補助金申請額	20,000 円	※定額 2万円	

※おひさまエコキュートの場合は□にチェックを入れ、「年間給湯保温効率又は年間給湯効率」は入力不要。

オ 家庭用燃料電池

※税抜合計 0 円

メーカー名		型番	
機器費	円	工事他に関する費用	円
補助金申請額	円	※定額 5万円	

※エとオについては、いずれか一方しか申請ができない。

既設の太陽光発電システムのパワコンを今回の工事で入れ替えるかどうかをチェックすること。入れ替える場合は「ハイブリッド/トライブリッド」か「単機能」のどちらかにチェックし、新しくつけるパワコンの型番を記入

(2) 補助条件システム

カ 住宅用太陽光発電システム【既設の場合のみ記入】

①パネルの公称最大出力の合計値		kW	② パワコンの定格出力		kW
発電出力		kW	※発電出力は、①②の小さい方を記入		
パワーコンディショナの入れ替え	☐ 有	→	☐ ハイブリッド/トライブリッド	型番：	
	☐ 無	→	☐ 単機能		

キ HEMS【既設の場合は、機器費・工事費は記入不要】

※税抜合計 200,000 円

システムの種別	☒ 新設 ☐ 既設	ECHONET Lite規格の認証登録番号	GZ	—	12345
メーカー名	福岡ソーラーシティ	品番	HEMS-12345		
機器費(税抜)	200,000 円	工事他に関する費用(税抜)	0 円		
【備考】	リチウムイオン蓄電システムがHEMSの要件の見える化できる機能を有しており、HEMSの機器を追加で設置しない場合は、リチウムイオン蓄電システムの情報を記入（この場合は、機器費・工事費は0円）				

合計金額

① 中計【ア+イ+ウ+エ+オ+カ+キ】(税抜)	5,450,000 円	消費税率	10%
② 消費税	545,000 円		
①+② 経費合計金額 (税込)	5,995,000 円		円(税込)

※端数処理により契約金額が
左記の合計金額と異なる場合、記入

(要綱 別表4-1) 補助金交付対象申請書(様式第1号)に添付する書類【補助対象システム】

提出書類		補助対象システム	住宅用 太陽光 発電 システム	リチウム イオン 蓄電 システム	V2H システム	高効率 給湯器	家庭用 燃料 電池
1	【申請者と住宅所有者が異なる場合】 同意書(様式第14号) ※申請者が共同名義の中の一人の場合は不要		○	○	○	○	○
2	カラー写真 (※1) 撮影ボードと一緒に撮影した下記①～⑤の写真を、台紙(様式第15-1号)に貼付し、提出						
	① システムを設置する住宅全体または建設予定地		○	○	○	○	○
	② システムの設置予定部分		○	○	○	○	○
	【システムが設置された住宅を購入する場合】 ③ システムの設置部分 ④ システムの銘板部分(型番・製造番号が確認できるもの) ※リチウムイオン蓄電システムについては、「蓄電容量が確認できる部分」をあわせて提出 ⑤ 定格出力を確認できるパワーコンディショナの銘板部分		○	○	○	○	○
	【太陽光発電システムが設置された集合住宅を購入する場合で、共用部分で使用することを主な目的とする場合】 ⑥ 非常用電源のコンセント等の部分		○	—	—	—	—
3	「工事請負契約書」、「売買契約書」又は「注文書・注文請書」の写し (補助対象システム及び新設の補助条件システムの導入にかかる経費の内訳、型番がわかるもの)		○	○	○	○	○
4	設置計画図(システムの配置・パネルの公称最大出力の合計値・パワーコンディショナの定格出力がわかる図面、 【集合住宅の太陽光発電システムのみ】非常用コンセントの位置や仕様がわかる書面)		○	—	—	—	—
5	電力会社との系統連系が分かる書類 (例: 電力会社からの系統連系に係る契約のご案内の写し、再生可能エネルギー発電・事業計画についての国の認定通知書の写し、固定価格買取制度再生可能エネルギー電子申請による認定申請登録完了済のマイページの写し) ※太陽光発電システムの「設置場所・補助金交付対象申請者」が、発電設備の「場所・契約者」と同じであること。 なお、補助金交付対象申請者と系統連系・電力受給の契約者が同一でなくても、系統連系・電力受給の契約者が太陽光発電システムの設置住所に居住している場合は対象とする。この場合は、系統連系・電力受給の契約者の住民票を添付すること。(住民票上別世帯でも可)		○	—	—	—	—
6	【太陽光発電システムが設置された住宅を購入する場合】 出力対比表の写し (原則メーカー発行のもので、公称最大出力の合計値が確認できるもの)		○	—	—	—	—

補助対象システム		住宅用 太陽光 発電 システム	リチウム イオン 蓄電 システム	V2H システム	高効率 給湯器	家庭用 燃料 電池
提出書類						
7	【系統連系・電力受給の契約者が居住者である賃借人又は管理会社等の場合】 系統連系・電力受給の契約者が居住者である賃借人(空室時は管理会社等でも可)となることがわかる書類 (例:申請者と管理会社が交わした管理に関する委託契約書等の写し、電力受給契約等申込書の写し、賃貸借契約書のフォーム)	○	—	—	—	—
8	カタログの写し(メーカー名、システムの仕様等がわかるもの)	○	○	○	○	—
9	【新築・建売の場合】 システムを設置する住宅の場所を確認できる書類 (例:システム設置住宅に印を付けた周辺地図の写し)	○	○	○	○	○
10	【申請者が個人の場合】ア:提出必須 イ:①～③いずれか該当するものを提出 ア)本人確認書類 (例:運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面のみ)の写し) イ)住民票、登記簿謄本の写し等 ①<申請者が居住する住宅>にシステムを設置する場合 (※2)(※3) ・申請日時点において、発行日から3ヶ月以内でマイナンバーの記載がない申請者の住民票の写し ②<申請者が居住しない住宅>にシステムを設置する場合 (※2)(※3) ・申請日時点において、発行日から3ヶ月以内でマイナンバーの記載がない居住者の住民票の写し ・申請者が住宅を所有していることがわかる書類(例:登記簿謄本) ③<集合住宅の共用部分>にシステムを設置する場合 ・住宅の所有者がわかる書類(例:登記簿謄本) 【申請者が管理組合の場合】ア～ウ:提出必須 エ:該当する場合に提出 ア)管理組合の現在の代表者が選任されたことを証する書類の写し (例:管理組合総会の議事録) イ)管理組合の現在の代表者の本人確認書類 (例:運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面のみ)の写し) ウ)管理組合総会又は理事会でシステム設置の決議がされたことを示す書面の写し エ)建築主が申請する場合(新築の分譲集合住宅において管理組合が設立されていない場合)は、管理組合設立に関する計画書、管理組合設立後にその権利義務等を引き継ぐことを確認できる書類	○	○	○	○	○
11	発行日から3ヶ月以内の申請者の福岡市税の滞納がないことの証明書の写し ※「福岡市税の滞納の有無に関する調査」に同意する場合は不要	○	○	○	○	○
12	その他、市民協議会が特に必要と認める書類	○	○	○	○	○

※1 提出する写真は、申請日時点で撮影日から1ヶ月以内のものとする。

※2 賃貸住宅の場合は、居住している賃借人の住民票は不要。

※3 新築・建替住宅にシステムを設置する場合又はシステムを設置した住宅を購入する場合は、補助金交付請求時に住民票を提出すること。

※以下、各書類の提出が必要となるシステムについて下記のとおり示しています。

⊕：共通、⊗：住宅用太陽光発電システム、Ⓜ：HEMS、Ⓢ：リチウムイオン蓄電システム、
 ⑤：V2H システム、給：高効率給湯器（エコキュート）、燃：家庭用燃料電池

※下記の書類番号（1～11）は、「要綱 別表4-1」の提出書類の番号を示しています。

【申請者と住宅所有者が異なる場合】

1 同意書（様式第14号） ⊕

- 申請者が共同名義の中の1人の場合は不要です。

2 カラー写真 ⊕

- 申請日前1か月以内に撮影したカラー写真を台紙（様式第15-1号）に貼付し、必要事項を記入したものを提出してください。（メールで提出する場合も、写真台紙のデータに写真データを貼付した状態で提出してください。写真台紙を使わず、写真データだけの提出は不可とします。）
- 写真の撮影時には、撮影ボードと一緒に撮影してください。
- 撮影ボードの内容（申請者氏名・撮影日）が記載されていれば、電子黒板も可とします。
- 撮影箇所と撮影ボードの両方にピントが合っており、撮影ボードや銘板の文字がはっきりと判別できるように撮影してください。
- 撮影ボードはA4サイズである必要はありません。様式使用は任意です。様式と同じ内容が記載されていれば、手書きでも構いません。
- ボードと一緒に撮影したデジタル画像を、必要事項を入力した台紙に挿入し、印刷して提出しても構いません。

ポイント

- 撮影ボード等で隠れることなく、住宅やシステムの設置場所が確認できること
- 撮影ボードや銘板の文字（型番、製造番号、蓄電容量、パワーコンディショナの定格出力など）がはっきりと読み取れること
- 申請日時点で1か月以内の撮影日であること

(交付対象申請書用撮影ボード)

申請者氏名	福岡 太郎
撮影日	令和7年 5月15日

福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業(交付対象申請用)

① システムを設置する住宅全体または建設予定地 ㊦

- ・ 住宅全体が写るアングルで撮影してください。(庭木や塀で住宅の大部分が隠れているものは不可。)
- ・ 住宅が複数写っている場合、補助対象住宅がどの住宅か分かるように矢印を入れる等工夫してください。
- ・ 新築住宅の場合は、建築中または更地の写真をご提出ください。
- ・ 取り壊し前の住宅がある場合も、申請時点の写真をご提出ください。
- ・ 複数の補助対象システムを申請する場合、システムごとに同じ写真を提出する必要はありません。その場合は、写真台紙の「補助対象システム名」に補助システムを全て記載してください。

② システムの設置予定部分 ㊦

- ・ 建築中の新築住宅又は建替の場合は、設置予定部分の提出は不要です。
- ・ 写真台紙の「提出書類」のプルダウンから提出書類の番号を選択してください。撮影内容が分かりづらい場合は備考欄に詳細を記入してください。
- ・ 設置予定部分が数ヶ所に及ぶ場合は、下記の箇所のみ提出でも可とします。

システム名	対象機器
住宅用太陽光発電システム	パネル、パワーコンディショナ
リチウムイオン蓄電システム	蓄電ユニット、パワーコンディショナ
V2Hシステム	本体/V2Hスタンド、パワーコンディショナ
高効率給湯器(エコキュート)	ヒートポンプユニット
家庭用燃料電池	燃料電池ユニット

【システムが設置された住宅を購入する場合】は、以下の③、④、⑤を提出してください。

③ システムの設置部分 ㊦

※（要綱別表5-1）補助金交付請求書(様式第8号)に添付する書類 【補助対象システム】の「4 カラー写真」の「②システム設置部分」（p40～41）を参照してください。

④ システムの銘板部分（型番・製造番号が確認できるもの） 蓄⑤給燃

※（要綱別表5-1）補助金交付請求書(様式第8号)に添付する書類 【補助対象システム】の「4 カラー写真」の「②システム設置部分」（p40～41）を参照してください。

- ・ ハイブリッドやトリブリッドのパワーコンディショナの場合は、パワーコンディショナの銘板部分の写真は1枚とします。

例えば、太陽光発電システムとリチウムイオン蓄電システムのパワーコンディショナの銘板として同じ写真をそれぞれ提出する必要はありません。

その場合、写真台紙（様式第15-1号）の備考欄にチェックを入力してください。

⑤ 定格出力の確認ができるパワーコンディショナの銘板部分 太蓄⑤

- ・ ハイブリッドやトリブリッドのパワーコンディショナの場合は、パワーコンディショナの銘板部分は1枚とします。

【太陽光発電システムが設置された集合住宅を購入する場合で、共用部分で使用することを主な目的とする場合】は、⑥を提出してください。

⑥ 非常用電源のコンセント部分 太

(提出例) 別表4-1 補助交付対象申請用 撮影台紙

(様式第15-1号)

補助金交付対象申請用 写真台紙【補助対象システム】

申請者名	申請書・住民票の氏名のとおり 正しく表記すること → 福岡 太郎	
補助対象システム名	補助対象システム名を プルダウンから選択 (同じ写真のときは複数 のシステムを記載し ても可)	
リチウムイオン蓄電システム		
提出書類	提出書類の種類を プルダウンから選択	
①システムを設置する住宅全体または建設予定地	住宅が複数写っている場合は、 矢印を入れるなどして特定すること	
備考	撮影ボードに記載する内容があれば、 電子黒板でも可とします。	
☐ 太陽光発電と兼用 ☐ HEMSと兼用	撮影ボードで住宅やシステムが 隠れないこと 撮影日は申請前1ヶ月以内 であること	
申請者氏名 福岡 太郎 撮影日 令和7年 5月15日 福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業(交付対象申請用)		

補助対象システム名		
リチウムイオン蓄電システム		
提出書類	提出書類の種類を プルダウンから選択	
②システムの設置予定部分(蓄電池ユニット)		
備考	リチウムイオン蓄電池がHEMSの機能を満たす として申請する場合はチェックすること (様式第15-2号で同じ写真をHEMS分として 提出する必要はありません)	
☐ 太陽光発電と兼用 ☒ HEMSと兼用	申請者氏名 福岡 太郎 撮影日 令和7年 5月15日 福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業(交付対象申請用)	

※システムごとに写真を添付すること

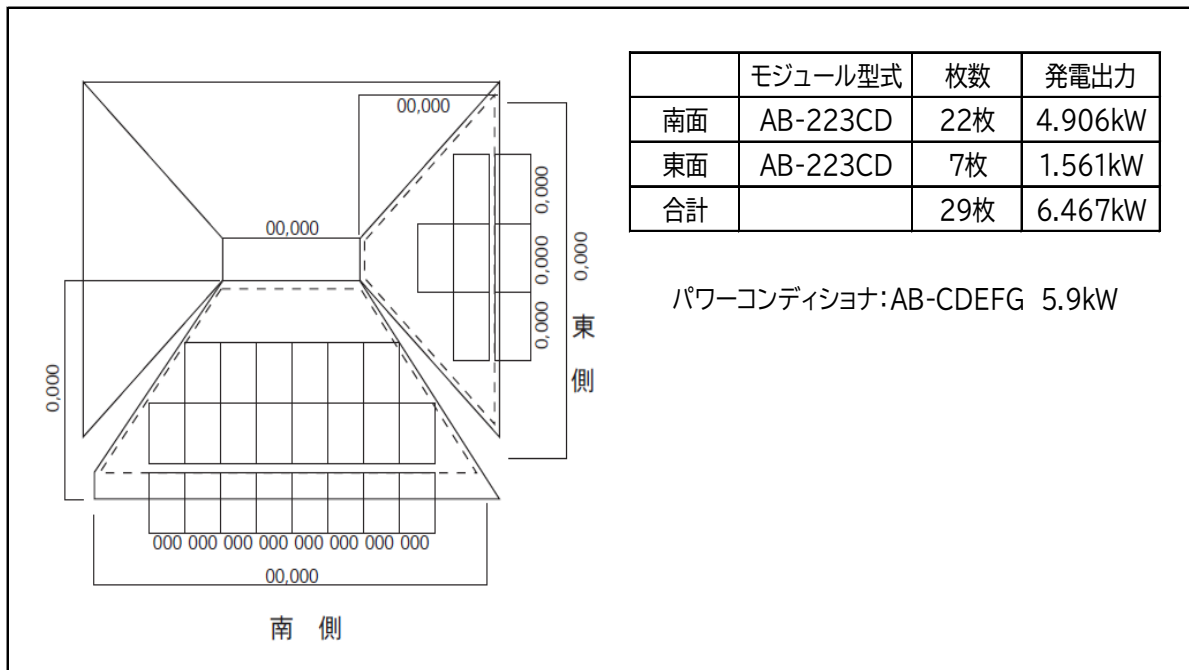
3 「工事請負契約書」、「売買契約書」又は「注文書・注文請書」の写し ㊦

- ・ 契約者（申請者）の氏名、補助対象システム名及び新設の補助条件のシステム名、型番（品番）、機器費、工事費、設置工事着手予定日、設置工事完了予定日、新築の場合は入居予定日がわかるものをご提出ください。
- ・ 補助金交付対象申請書（様式第1号）の記載内容と誤りがないか確認してください。
- ・ 補助対象システム及び新設の補助条件システムごとの機器費・工事費等の記載がない場合は、内訳の分かる書類を別途提出してください。

4 設置計画図(システムの配置・パネルの公称最大出力・パワーコンディショナの定格出力が分かる図面) ㊦

- ・ 太陽光発電システムの設置工事の計画に作成する図面等で、システムの配置・パネルの公称最大出力・型番・パワーコンディショナの定格出力が分かる図面を提出してください。
- ・ 太陽光発電システムの系列が複数の場合は、系列ごとの発電出力とパワーコンディショナの定格出力を記載してください。

(提出例)



5 電力会社との系統連系が分かる書類 ㊤

- ・ 太陽光発電システムの「設置場所・補助金交付対象申請者」が、発電設備の「場所・契約者」と同じであること。
- ・ 電力会社からの系統連系に係る契約のご案内の写し、再生可能エネルギー発電・事業計画についての国の認定通知書の写し、固定価格買取制度再生可能エネルギー電子申請による認定申請登録完了済のマイページの写しなどをご提出ください。

ポイント

1. 系統連系とは、太陽光発電システムで発電した電気を売電するにあたり、電力会社の送配電網に接続することです。
2. 家庭用燃料電池（単件補助）以外の補助対象システムで補助金を申請する場合には、システムの「設置場所・申請者」が電力受給契約における発電設備の「設置場所・契約者」と同じであることを確認できる書類を提出していただく必要があります。
3. 上記の書類では、次の条件を満たす必要があります。
 - ・ **補助金申請者氏名と電力受給契約者が一致している**
 ただし、補助金交付対象申請者と系統連系・電力受給の契約者が同一でなくても、系統連系・電力受給の契約者が太陽光発電システムの設置住所に居住している場合は補助対象とします。
 この場合は、系統連系・電力受給の契約者の住民票を添付してください。（住民票上別世帯でも可）
 - ・ **補助対象住宅の住所と発電事業所の住所が一致している**
 - ・ **補助金申請書類（様式第1号）に記載されている発電出力と上記書類の発電出力が一致している**

【太陽光発電システムが設置された住宅を購入する場合】

6 出力対比表の写し

（原則メーカー発行のもので、公称最大出力の合計値を確認できるもの） ㊤

- ・ 原則、メーカー発行のもので、公称最大出力の合計値を確認できるもの。
- ・ メーカー発行以外の場合は、「発行者の住所、社名、代表者職氏名、電話番号」及び「申請者名、製造メーカー名、太陽電池モジュール型式、太陽電池モジュール枚数、太陽電池モジュールすべての公称最大出力の合計値」の記載が必要です。

【系統連系・電力受給の契約者が居住者である賃借人又は管理組合の場合】

7 系統連系・電力受給の契約者が居住者である賃借人（空室時は管理会社等でも可）
となることがわかる書類 ㊤

- ・ この場合は、住宅用太陽光発電システム付きの賃貸集合住宅物件となるケースに該当しますので、電力受給契約等申込書の写しに加え、賃貸借契約書のフォームや、申請者と物件の管理会社との間で結んだ管理委託契約書等の写しなど電力受給契約の内容が分かる書類を提出してください。

8 カタログの写し（メーカー名、システムの仕様等がわかるもの） ㊤㊦㊧㊨

- ・ メーカー名、構成機器、型番、太陽光発電システムのパネルの公称最大出力、リチウムイオン蓄電システムの蓄電容量、パワーコンディショナの定格出力、高効率給湯器（エコキュート）の給湯保温効率又は年間給湯効率等の記載があるページのみを提出してください。

【新築・建売の場合】

9 システムを設置する住宅の場所を確認することができる書類 ㊤

- ・ システム設置住宅に印を付けた周辺地図の写しなどを提出してください。
※駅や高速道路のインターチェンジ等から補助対象住宅までの道順がわかるもの。1枚では分からない場合は、住宅の位置がはっきりわかるように徐々に拡大していくイメージで複数枚
- ・ 航空写真は不可です。

10 本人確認書類・住民票（外国籍の方は住民票記載事項証明書）、登記簿謄本の写し等 ㊤

【申請者が個人の場合】 ア：提出必須 イ：①～③いずれか該当するものを提出

ア) 本人確認書類

例：運転免許証（両面）、マイナンバーカード（おもて面のみ）の写し

イ) 住民票、登記簿謄本の写し等

①<申請者が居住する住宅>にシステムを設置する場合（※1）（※2）

- ・ 申請日時点において、発行日から3ヶ月以内でマイナンバーの記載がない申請者の住民票の写し
- ・ 外国籍の方は、ふりがな、通称名、通称名のふりがなが記載された申請者の住民票記載事項証明書の写し（p32 参照）

②<申請者が居住しない住宅>にシステムを設置する場合 (※1)(※2)

- ・ 申請日時点において、発行日から3ヶ月以内でマイナンバーの記載がない居住者の住民票の写し
- ・ 申請者が住宅を所有していることがわかる書類 (例：登記簿謄本)

③<集合住宅の共用部分>にシステムを設置する場合

- ・ 住宅の所有者がわかる書類 (例：登記簿謄本)

※1 賃貸住宅にシステムを設置する場合は、居住している賃借人の住民票は不要です。

※2 新築・建替住宅にシステムを設置する場合又はシステムを設置した住宅を購入する場合は、補助金交付請求時に住民票を提出すること。

【申請者が管理組合の場合】 ア～ウ：提出必須 エ：該当する場合に提出

- ア) 管理組合の現在の代表者が選任されたことを証する書類の写し (例：管理組合総会の議事録)
- イ) 管理組合の現在の代表者の本人確認書類(例：運転免許証 (両面)、マイナンバーカード (表面のみ) の写し)
- ウ) 管理組合総会又は理事会でシステム設置の決議がされたことを示す書面の写し
- エ) 建築主が申請する場合 (新築の分譲集合住宅において管理組合が設立されていない場合は、管理組合設立に関する計画書、管理組合設立後にその権利義務等を引き継ぐことを確認できる書類

- ・ **申請者の氏名、住所及び生年月日が印字され**、本人確認が出来る公的な証明書の写しを提出してください。※申請者本人が記入したものは不可。
- ・ 申請者の本人確認と市税等の調査に使用します。
- ・ 「氏名、住所及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。一枚の証明書では確認できない場合は、上記の内容を確認できる複数の証明書の写しを提出してください。
- ・ 本人確認書類は有効期限内のものに限ります。
- ・ マイナンバーカードの写しをご提出される場合は、マイナンバーカードのおもて面のみを提出してください。
- ・ 健康保険証の写しをご提出される場合は、被保険者等記号・番号等が見えないようマスキングを施した上でご提出ください。

11 発行日から3ヶ月以内の申請者の福岡市税の滞納がないことの証明書の写し ㊦

- ・ 事務局による「福岡市税の滞納の有無に関する調査」について同意する場合は、提出は不要です。

市県民税が未申告の方につきましては、「福岡市税の滞納の有無に関する調査」ができないため、申請前に各区役所課税課にて申告の手続きを行ってください。

申告の結果、他の福岡市税に滞納がない場合、非課税の方は、下記窓口にて同証明書を受け取ることができ、課税された方は、課税額を納付後に、下記窓口にて同証明書を受け取ることができます。

- ・ 福岡市税の滞納がないことの証明書は、各区役所課税課、早良区入部出張所、西区西部出張所、天神証明サービスコーナー（市役所1階）、千早証明サービスコーナー（東区なみきスクエア内）、納税管理課（博多区役所9階）で受け取ることができます。発行には手数料がかかり、申請者がご本人ではない場合は、委任状が必要です。

（福岡市税の滞納がないことの証明書に係る交付申請書及び納税証明書の例）

税 務 証 明 交 付 申 請 書			
(あて先) 福岡市 (区)長		年 月 日	
どなたの証明が必要ですか			
住所 (所在地)	(現在の住所) (市外に転出された方は、福岡市にお住まいの時の住所もご記入ください。) (福岡市 区)		
フリガナ	生 年 月 日	※ 申請される方が、ご本人以外の場合は、委任状等が必要です。 ただし、軽自動車税の納税証明(継続検査用)を請求される場合は委任状を省略することができます。	
氏 名 (名 称)	明・大・昭・平・令 年 月 日		
電話 () - () - ()			
申請される方			
住所 (所在地)	(上記と同じ場合、記入の必要はありません。)		
フリガナ	生 年 月 日	※ 印鑑に法人名がない場合や、法人名の表記が異なる印鑑を利用される場合は「印鑑証明書」をご呈示ください。	
氏 名 (名 称)	明・大・昭・平・令 年 月 日		
電話 () - () - ()			
証明が必要な方との関係 本人・代理人・相続人・その他 ()			
法人印及び代表者職印 ※ 法人の場合は、法人印及び代表者の職印を押印してください。弁護士・司法書士等の方は、職印を押印してください。			
運転免許証などにより、ご本人又は代理の方の確認をさせていただきます。			
どの証明が必要ですか (口欄に ☒ をし、必要な年度と通数を記入してください。)			
市県民税に関する証明	☐ 所得証明 (課税・非課税証明書) 市県民税は、前年の所得をもとに税額を計算します。「年度」欄への記載は、右の表を参考にしてください。		
納税証明	☐ 個人市県民税 ()年度 ()通 ☐ 法人市県民税 事業年度 ()年度 ()通 ☐ 固定資産税・都市計画税(土地家屋・償却) ()年度 ()通 ☐ 軽自動車税・車検(継続検査)用 (車両番号 福岡) ()通 ☒ 市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明 ()通		

納 税 証 明 書				
納税義務者又は 特別徴収義務者	住所又は 所在地	福岡市中央区天神1丁目6番1号		
	氏名又は 名称	福岡市役所 株式会社	納付番号 (台帳番号)	*****
税 目	*****	納付すべき税額	納 付 済 額	納期限未到来額
年度又は 事業年度	*****	円	円	円
その他の証明		平成29年2月2日現在 市税に係る滞納金に滞納がないことを証明する。		
経 自 動 車 に 関 す る 項				
車 両 番 号	納付済年月日	廃車年月日	この期間の納付税額	
*****	*****	*****	*****	
上記のとおり相違ないこと				

- 55 -

この部分に、〇年〇月〇日現在

「市税にかかる滞納がないことを証明する」
との記載があるもの。

<外国籍の申請者について>

福岡市暴力団排除条例の規定に基づいた照会に必要なため、外国籍の申請者であれば、「住民票の写し」に代えて正式な外国語表記、日本語による登録表記、通称名と通称名のふりがな等が記載されている「住民票記載事項証明（発行から3ヶ月以内で、マイナンバーの記載がないもの）」を、提出してください。「住民票記載事項証明」の申請にあたっては、必ず、その他の項目の欄に「ふりがな、通称名と通称名のふりがな」と記入してください。

（参考）住民票記載事項証明書の交付申請書の書き方

住民票の写し等・印鑑登録証明書交付申請書			
※あなたご自身の本人確認を行います。確認できる書類を窓口でご提示ください。（裏面に例示）			
（あて先）	福岡市	区長	申請日 令和 年 月 日
① どなたの証明が必要ですか			
住 所	福岡市	区	丁目 番 号
フリガナ 氏 名	生年月日		明・大・昭・平・令 年 月 日
② 必要な証明の種類 ※あてはまる口に✓をし、通数を記入してください。			
☐ 住民票の写し ☒ 住民票記載事項証明書 (1) 表示する方をお選び下さい ☐ 世帯全員分 通 ☒ 世帯の一部 1 通 (①の方以外に必要な方の氏名)		☐ 印鑑登録証明書 ※ 印鑑登録証明書だけを取得する場合は、本人確認書類の提示は不要です。印鑑登録証を添えて窓口へお出し下さい。 印鑑登録証番号	
(2) 表示する項目をお選びください 世帯主との続柄を ☐ のせる ☒ のせない 本籍・筆頭者を ☐ のせる ☒ のせない その他の項目 ☒ ふりがな、通称名、通称名のふりがな		☐ 住居表示変更証明書 通 ☐ その他の証明書 通	
請求の理由（提出先など具体的に） ※裏面の注意事項をご確認ください。 福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業 補助金申請の提出書類のため			

その他の項目の欄（ふりがな、通称名と通称名のふりがな）を必ず記入してください。
記入されない場合、アルファベット表記のふりがなが表示されません
※通称名がない場合は、ふりがなのみで結構です。

② 補助条件システムに関する提出書類

（要綱 別表４－２）補助金交付対象申請書(様式第１号)に添付する書類【補助条件システム】

提出書類	補助条件システム	住宅用 太陽光 発電 システム (既設)	HEMS	
			新設	既設
1	カラー写真（※1） 撮影ボードと一緒に撮影した下記①～④の写真を、台紙に(様式第 15-2 号)貼付し、提出			
	① システムの設置部分または設置予定部分	○	○	○
	② システムの稼働状況を確認することができる写真	○	—	○
	③ 定格出力を確認できる、パワーコンディショナの銘板部分	○	—	—
	④ HEMSの銘板部分	—	—	○
2	電力会社との系統連系が分かる書類 (例：電力会社からの系統連系に係る契約のご案内の写し、再生可能エネルギー発電・事業計画についての国の認定通知書の写し、固定価格買取制度再生可能エネルギー電子申請による認定申請登録完了済のマイページの写し) ※太陽光発電システムの「設置場所・補助金交付対象申請者」が、発電設備の「場所・契約者」と同じであること。 なお、補助金交付対象申請者と系統連系・電力受給の契約者が同一でなくても、系統連系・電力受給の契約者が太陽光発電システムの設置住所に居住している場合は対象とする。この場合は、系統連系・電力受給の契約者の住民票を添付すること。（住民票上別世帯でも可）	○	—	—
3	「ECHONET Lite」規格の認証登録が確認できる書類 (例：メーカー名・型番・構成機器の品番が記載された製品カタログの写し及び認証登録番号等が記載された ECHONET HP の該当箇所の画面コピー)	—	○	○
4	電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できることを確認できる書類 (例：メーカー名・型番・構成機器の品番、計測・蓄積、見える化が可能なことを記載した製品カタログの該当ページの写し) ※（要綱別表４－１）の８、上記３と重複する場合は、省略可	—	○	○
5	その他、市民協議会が特に必要と認める書類	○	○	○

※1 提出する写真は、申請日時点で撮影日から１ヶ月以内のものとする。

※下記の書類番号（１～４）は、「要綱別表４－２」の提出書類の番号を示しています。

1 カラー写真

- ・ 「①（要綱 別表４－１）補助金交付対象申請書（様式第１号）に添付する書類【補助対象システム】の「２ カラー写真」（p21）を参照してください。

① システム設置部分または設置予定部分 ㊤㊨

- ・ 太陽光発電システムが既設の場合は、地上からの撮影でかまいませんが、できる限り太陽光パネルが写るように撮影してください。
- ・ 太陽光発電システム（既設）が数カ所（南側・東側など）に設置されている場合は、１カ所の写真で構いません。

② システムの稼働状況を確認することができる写真 ㊤（既設）㊨（既設）

- ・ 住宅用太陽光発電システムについては、発電状況が表示されているモニター画面の写真、HEMSについては、住宅の電力使用量が表示されているモニター画面の写真などをご提出ください。
- ・ いずれも、稼働状況の表示が「０（ゼロ）kW」の場合は稼働を確認できないため、不可とします。

③ 定格出力を確認できる、パワーコンディショナの銘板部分 ㊤（既設）

- ・ ハイブリッドやトライブリッドのパワーコンディショナの場合は、パワーコンディショナの銘板部分は１枚とします。

④ HEMSの銘板部分 ㊨（既設）

2 電力会社との系統連系が分かる書類 ㊤（既設）

- ・ 太陽光発電システムの「設置場所・補助金交付対象申請者」が、発電設備の「場所・契約者」と同じであること。
- ・ 電力会社からの系統連系に係る契約のご案内の写し、再生可能エネルギー発電・事業計画についての国の認定通知書の写し、固定価格買取制度再生可能エネルギー電子申請による認定申請登録完了済のマイページの写しなどをご提出ください。

ポイント

上記の書類では、次の条件を満たす必要があります。

- ・ **補助金申請者氏名と電力受給契約者が一致している**
ただし、補助金交付対象申請者と系統連系・電力受給の契約者が同一でなくても、系統連系・電力受給の契約者が太陽光発電システムの設置住所に居住している場合は補助対象とします。
この場合は、系統連系・電力受給の契約者の住民票を添付してください。（住民票上別世帯でも可）
- ・ **補助対象住宅の住所と発電事業所の住所が一致している**
- ・ **補助金申請書類（様式第１号）に記載されている発電出力と上記書類の発電出力が一致している**

3 「ECHONET Lite」規格の認証登録番号が確認できる書類 ㊦

- ・ メーカー名・型番・構成機器の品番が記載された製品カタログの写し及び認証登録番号等が記載された ECHONET HP の該当箇所の画面コピーなどをご提出ください。
- ・ ECHONET Lite に認証登録されている会社名や製品品番と設置システムの銘板に記載されている会社名や製品番号が異なる場合は、両者が同一であることを示す書類も合わせてご提出ください。

4 電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できることを確認できる書類 ㊦

- ・ メーカー名・型番・構成機器の品番、計測・蓄積、見える化が可能なことを記載した製品カタログの該当ページの写しなどをご提出ください。
- ・ 別表4-1の8「カタログの写し」、上記3と重複するものは省略できます。

(3) 補助金交付請求時の提出書類

① 補助対象システムに関する提出書類

住宅用エネルギーシステム導入支援事業補助金交付請求書 (様式8号) ㊦

- 「10-(2) 補助金交付対象申請時の提出書類」の「住宅用エネルギーシステム導入支援事業補助金交付対象申請書」の記入の際の注意事項 (p14~) を参照してください。
- 補助金交付対象申請時に提出した、補助金交付対象申請書 (様式第1号) の内容と整合性が取れているかどうかをご確認ください。

(様式第8号) (1/2 枚)

すべての書類が揃った提出直前の日付を記入 令和 7 年 8 月 21 日

福岡市地球温暖化対策市民協議会
会長 浅野 直人 様

【事務局使用欄】

エクセルを使用して申請書を作成する場合は、黄色の箇所のみ記入いただき、それ以外の箇所は、記入しないでください。

【申請者】

申請受付番号	E R 0 7 9 9 9
住所	〒 812 - 8653 福岡市東区箱崎2丁目54-1
ふりがな	ふくおか たろう
氏名	福岡 太郎
電話番号※	(090) 123 - 456

※日中、連絡がとれる番号

令和7年度福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業補助金交付請求書

新築や建替え等で、補助金交付申請時より住所が変更になった場合は、転居後の住所を記入すること

記

1 補助金交付請求額 (補助金交付予定額) 円

2 補助金交付対象決定日 令和 7 年 6 月 15 日

3 補助対象システムを設置した住宅 (該当する口にチェックを入れ、必要事項を記入すること)

住所	☒ 申請者住所と同じ ☐ 申請者住所と異なる (以下に住所を記入)
	〒 - 福岡市

4 申請内容 (該当する口にチェックを入れること)

申請区分	☒ 組み合わせ補助 (太陽光発電システム、HEMSの設置が必須条件) ☐ 単体補助
補助対象システム	☒ 太陽光発電システム ☒ リチウムイオン蓄電システム ☒ V2Hシステム
	☒ 高効率給湯器 (エコキュート) ☐ 家庭用燃料電池
補助条件システム	☐ 太陽光発電システム (既設) ☒ HEMS (新設) ☐ HEMS (既設)

5 申請手続代行者

代行者の有無	☒ あり ☐ なし
住所	〒 819 - 8501 福岡市西区内浜1丁目4の1
会社名	福岡天神ハウス 担当者は、複数人記入
代表者役職名	代表取締役
代表者氏名	太陽 照子
担当者氏名①	天神 次郎
担当者氏名②	福岡 花子
担当者電話番号①	092-711-4204
担当者電話番号②	090-2345-6789
メールアドレス	fukukantenjin@house.com

複数のシステムを設置する場合は、そのうち一番最初に補助対象システムの設置工事に着手した日

6 工期及び入居日について

・新築、建替え住宅に設置工事を行った場合：全て記入 ・既築住宅に設置工事を行った場合：入居日の記入は不要
・システムが設置された住宅を購入した場合：入居日のみ記入

設置工事着手日	令和 7 年 7 月 2 日
設置工事完了日	令和 7 年 7 月 9 日
入居日	令和 7 年 7 月 30 日

複数のシステムを設置する場合は、すべての補助対象及び補助条件システムの設置工事が完了した日

7 補助金振込先

補助対象システムを設置した住宅に、実際に入居した日

金融機関名	福岡天神 銀行 信金 信組 農協 その他	支店名	福岡市役所支店
預金種目	普通 当座	口座番号 (右詰め)	1 2 3 4 5 6 7
口座名義 (カタカナ)	フクオカ タロウ		

次項へ続く

(様式第8号) (2/2 枚)

8 システムの詳細及び導入経費等

補助金交付対象申請時(または、計画変更承認)

軽微な変更として扱える内容についての詳細は、手引きで確認すること。
下記記載例を参考に、変更内容について簡潔に記入し、
金額以外の変更については、変更理由も記入すること。

☐ なし ☒ 軽微な変更あり(以下に変更内容及び変更理由を記入)

- ①【対象】太陽光発電システム 機器費減額 (1,200,000円 → 1,000,000円)
 ②【対象】リチウムイオン電池システム パッケージ型番変更 (LISB-12345 → LISB-23456)
 (変更理由: 塩害仕様へ変更のため)
 ③【条件】HEMS 工事費増額 (0円 → 50,000円)

9 国等他機関の補助金の申請状況

※機器費にかかる補助金のみ記載

申請（予定）の有無		☒	有	☐	無	
対象システム	V2Hシステム	事業名	CEV普及インフラ補助金	申請額	750,000	円
						円
						円

10 確認事項(すべて必須)

(1) 住宅用エネルギーシステムについて(どちらか一方の口にチェックを入れること)

☐ 【今回の補助事業において、住宅用太陽光発電システムを新設していない】

☒ 【今回の補助事業において、住宅用太陽光発電システムを新設した方のみ】
 停電時に住宅用太陽光発電システムのパワーコンディショナ等から非常用電力を取り出し、非常用コンセントで使用する等方法について、設置工事請負者・住宅販売者等から説明を受けた。
 <集合住宅の共用部分に太陽光発電システムを設置した場合>
 上記に加え、説明を受けた内容を集合住宅の居住者に周知した。
 (※賃貸集合住宅で居住者が未入居の場合は、周知用の通知等を作成し準備している状況でも可とする。)

(2) 補助金受領後について(口にチェックを入れること)

令和7年度福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業補助金受領者の義務として、下記の2つの項目について協力します。

- ☒ ① 1年間の電力使用量等に関する、使用状況調査報告書の提出
- ☒ ② 補助金を交付した翌年度(令和8年度)に実施するアンケート調査への回答

※① 補助金交付決定通知書とあわせて、使用状況調査報告書を送付します。

※② 令和8年度にアンケート調査用紙を送付します。

【事務局使用欄】

(要綱別表5-1) 補助金交付請求書(様式第8号)に添付する書類【補助対象システム】

提出書類		補助対象システム	住宅用 太陽光 発電 システム	リチウム イオン 蓄電 システム	V2H システム	高効率 給湯器	家庭用 燃料 電池
1	領収書の写し (宛名《申請者名》、金額、但し書き《補助対象システム名及び内訳金額》、領収日、発行日、領収者名、領収印が、正しく記載・押印されているもの)		○	○	○	○	○
2	【「1 領収書の写し」に、必要項目が記載されていない場合】 領収書金額内訳書(様式第16号)		○	○	○	○	○
3	補助金の振込先(金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義(カタカナ))がわかるもの ※申請者名義であること		○	○	○	○	○
4	カラー写真 (※1) 撮影ボードと一緒に撮影した下記①～⑤の写真を、台紙(様式第17-1号)に貼付し、提出 ※補助金交付対象申請時に提出した写真と同じアングルで撮影						
	① 住宅全体		○	○	○	○	○
	② システムの設置部分		○	○	○	○	○
	③ システムの銘板部分(型番・製造番号が確認できるもの) ※リチウムイオン蓄電システムについては、「蓄電容量が確認できる部分」をあわせて提出		—	○	○	○	○
	④ 定格出力を確認できるパワーコンディショナの銘板部分		○	○	—	—	—
	【集合住宅に太陽光発電システムを設置する場合で、共用部分で使用することを主な目的とする場合】 ⑤ 非常用電源のコンセント等の部分		○	—	—	—	—
5	①保証書 又は ②出荷証明書 の写し ①:住所・氏名・保証開始日(購入日)・製造番号が確認できるもの ②:メーカー発行のもので、出荷日・製造番号が確認できるもの		—	○	○	○	○
6	出力対比表の写し (※1) (原則メーカー発行のもので、公称最大出力の合計値を確認できるもの)		○	—	—	—	—
7	【集合住宅に太陽光発電システムを設置する場合で、共用部分で使用することを主な目的とする場合】 非常時に共有部分で発電電力の利用が可能であることを居住者に周知する通知等 (例:居住者への周知チラシ案、賃貸借契約書のフォーム等)		○	—	—	—	—
8	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車を使用している又は購入予定であることがわかる書類 (例:自動車検査証又は自動車検査証記録事項(使用者と申請者の住所が一致しており、燃料が「電気」もしくは「ガソリン・電気」であること)、注文書の写し)		—	—	○	—	—

9	【補助金交付対象申請時点で、補助対象住宅に居住者がいなかった場合(新築・建替住宅にシステムを設置した場合、システムを設置した住宅を購入した場合等)】 申請日時点において、発行日から3ヶ月以内でマイナンバーの記載がない申請者の住民票の写し(※2)	○	○	○	○	○
10	その他、市民協議会が特に必要と認める書類	○	○	○	○	○

※1 システムが設置された住宅を購入し、補助金交付対象申請時に提出済みの場合は不要。

※2 申請者本人が補助対象住宅に居住しない場合は、申請日時点において発行日から3ヶ月以内でマイナンバーの記載がない居住者の住民票の写しを提出。ただし、賃貸の場合は不要。

※以下、各書類の提出が必要となるシステムについて下記のとおり示しています。

- ⊕：共通、⊕：住宅用太陽光発電システム、Ⓜ：HEMS、Ⓢ：リチウムイオン蓄電システム、
Ⓥ：V2H システム、Ⓢ：高効率給湯器（エコキュート）、Ⓢ：家庭用燃料電池

※下記の書類番号（1～9）は、「要綱別表5-1」の提出書類の番号です。

1 領収書の写し ⊕

- ・ 領収書は、原本ではなく、写しを提出してください。
- ・ 領収書は、宛名《申請者名》、金額、但し書き《補助対象システム名及び内訳金額（税抜）》、領収日、発行日、領収者名、領収印が、正しく記載・押印されているものを提出してください。
- ・ 領収書の発行者は、工事請負者または住宅販売者としてください。
- ・ 契約部署と領収書の発行部署が異なる場合には、領収書の写しの余白等に、その内容がわかるように注書きを追記してください。

【「1 領収書の写し」に、必要項目が記載されていない場合】

2 領収書金額内訳書（様式第16号） ⊕

- ・ エクセルの自動計算機能を利用する箇所については訂正印等での訂正不可です。訂正が必要な場合は作成し直してください。

3 補助金の振込先 ⊕

- ・ 金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義のカタカナが記載されている部分を、明瞭に確認できるよう複写してください。該当部分を撮影した画像でも可とします。
- ・ 通帳をお持ちでない場合やネットバンキングで通帳がない場合は、上記内容が表示された画面の写しを提出してください。また、上記内容が確認できる場合には、キャッシュカードのコピーでも可とします。

4 カラー写真 ㊦

- ・ 可能な限り設置工事完了日に撮影したカラー写真を台紙（様式第 17-1 号）に貼付し、必要事項を記入したものを提出してください。（メールで提出する場合も、写真台紙のデータに写真データを貼付した状態で提出してください。写真台紙を使わず、写真データだけの提出は不可とします。）
- ・ 写真の撮影時には、撮影ボード（様式あり）を使用し、一緒に撮影してください。
- ・ 撮影ボードの内容(申請者氏名・撮影日・設置工事完了日)が記載されていれば、電子黒板も可とします。
- ・ 撮影ボードは A4 サイズである必要はありません。様式使用は任意です。様式と同じ内容が記載されていれば、手書きでも構いません。
- ・ 補助金交付対象申請時に撮影した設置予定場所に設置したことが分かるように、設置予定場所の写真と同じアングルで、写っている周辺のものと同じように写るように撮影してください。
- ・ ボードで住宅やシステムが隠れてしまわないよう、ご注意ください。
- ・ ボードや銘板の文字がはっきりと読めるように撮影してください。
- ・ ボードと一緒に撮影したデジタル画像を、必要事項を入力した台紙に挿入し、印刷して提出しても構いません。

（交付請求用撮影ボード）

申請者氏名	福岡 太郎
設置工事完了日	令和 7 年 7 月 2 5 日
撮影日	令和 7 年 7 月 2 5 日

福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業(交付請求用)

※ システムが設置された住宅を購入し、補助金交付対象申請時に提出済の場合は下記①～⑤の写真は不要です。

① 住宅全体 ㊦

- ・ 補助金交付対象申請時に提出した写真と同じアングルから撮影してください。
- ・ 外観に大きな変化がなくとも、可能な限り設置工事完了日に撮影してください。なお、補助金交付対象申請時と同じ写真は不可とします。
- ・ 住宅が複数写っている場合、補助対象住宅がどの住宅か分かるように矢印を入れる等工夫してください。

② システム設置部分 ㊦

- システム設置部分が数カ所に及ぶ場合は、全ての部分の写真を提出してください。

システム名	対象機器
太陽光発電システム	パネル、パワーコンディショナ
リチウムイオン蓄電システム	パッケージ型番の構成機器全て
V2Hシステム	パッケージ型番の構成機器全て
家庭用燃料電池	燃料電池ユニット、貯湯ユニット
高効率給湯器（エコキュート）	ヒートポンプユニット、貯湯ユニット

- 太陽光発電システムは、足場を外す前に設置部分の撮影を忘れずに行ってください。
- 太陽光発電システムのパネルは、補助金交付対象申請時に提出した「設置計画図」と同じ配置、枚数が設置されていることが分かるように撮影してください。1枚に収まらないときは、複数枚別アングルで撮影し、全体の枚数を数えることができるようにしてください。
- 太陽光発電システムが母屋以外に設置されている場合は、太陽光発電システムから母屋まで配線が繋がっていることが確認できる写真を提出してください。（複数枚可） また、太陽光発電システムから母屋までの配線の状況がわかる図面等を提出してください。
- 太陽光発電システム以外のシステムが母屋以外に設置されている場合は、対象システムが太陽光発電システムと繋がっており、母屋まで配線が繋がっていることが確認できる写真を提出してください。（複数枚可）
- リチウムイオン蓄電システムがHEMSを兼ねる場合は、写真台紙（様式17-1号）の「兼用欄」にチェックを入れてください。なお、補助条件システムとしての写真の提出は不要です。

③ システムの銘板部分 ㊦

④ 定格出力を確認できるパワーコンディショナの銘板部分 ㊦㊧

<撮影が必要な部分>

システム名	対象機器	必要な内容
太陽光発電システム	パワーコンディショナ	型番、定格出力
リチウムイオン蓄電システム	パッケージ型番の構成機器全て	型番、製造番号、蓄電容量、パワーコンディショナの定格出力
V2Hシステム	パッケージ型番の構成機器全て	型番、製造番号
家庭用燃料電池	燃料電池ユニット 貯湯ユニット	型番、製造番号
高効率給湯器（エコキュート）	ヒートポンプユニット 貯湯ユニット	型番、製造番号

- ・ 型番、製造番号、蓄電容量、パワーコンディショナの定格出力がはっきりと読み取れるようにピントを合わせて撮影してください。
- ・ システムのパッケージ型番・製品番号等と、銘板の内容が一致しない場合は、両者が同一のものであることを示す書類を添付してください。
- ・ ハイブリッドやトリブリッドのパワーコンディショナの場合は、パワーコンディショナの銘板部分の写真は1枚とします。
例えば、太陽光発電システムとリチウムイオン蓄電システムのハイブリッドパワーコンディショナの銘板写真をそれぞれのシステムで同じ写真を提出する必要はありません。
この場合は、写真台紙（様式第17-1号）の備考欄にチェックを入れてください。なお、補助条件システムとしての写真の提出は不要です。

ポイント

1. 撮影ボードの設置工事完了日（システムごとに完了日が異なる場合は、最後の日）が交付請求書（様式第8号）の記載と合っていること
2. 住宅全体の写真について、交付対象申請時の写真と同じアングルであること
3. 提出写真
 - ・ 太陽光発電システムの設置写真
→交付対象申請時に提出した「設置計画図」と同じ配置、枚数が設置されていることが確認できるもの
 - ・ リチウムイオン蓄電システムの銘板写真
→型番・蓄電容量・定格出力・製造番号が申請内容と合っていること
 - ・ V2Hシステム、高効率給湯器（エコキュート）、家庭用燃料電池の銘板写真
→型番・製造番号が申請内容と合っていること

【集合住宅に太陽光発電システムを設置する場合で、共用部分で使用することを主な目的とする場合】

⑤ 非常用電源のコンセント等の部分 ㊤

- ・ 非常時の際に、共有部分における発電電力の使用のため、非常用コンセントと非常時に給電切り替えが可能なパワーコンディショナの両方の設置が必要な場合は、その両方の部分の写真を提出してください。

5 ①保証書 又は ②出荷証明書の写し 蓄V給燃

- ・ 保証書が冊子になっている場合は、必要な情報が記載されているページを全て提出してください。また、それらが同一の冊子内のコピーと判断できないものは、不可とします。
- ・ ②出荷証明書は施工業者が発行した（作成した）書類は不可とします。

6 出力対比表の写し ㊤

- ・ 原則メーカー発行のもので、公称最大出力を確認できるものを提出してください。
- ・ メーカー発行以外の場合は、「発行者の住所、社名、代表者職氏名、電話番号」及び「申請者名、メーカー名、太陽電池モジュール型式、太陽電池モジュール枚数、太陽電池モジュールすべての公称最大出力の合計値」の記載が必要です。

【集合住宅に太陽光発電システムを設置する場合で、共用部分で使用することを主な目的とする場合】

7 非常時に共有部分で発電電力の利用が可能であることを居住者に周知する通知等 ㊤

- ・ 居住者への周知チラシ案や賃貸借契約書のフォームなどをご提出ください。

8 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車を使用している又は購入予定であることがわかる書類 ㊥

- ・ 自動車検査証又は自動車検査証記録事項（使用者と申請者の住所が一致しており、燃料が「電気」もしくは「ガソリン・電気」であることが分かるもの）、新たに購入した場合で、納車が遅れる場合は、注文書の写しなどをご提出ください。

【補助金交付対象申請時点で、補助対象住宅に居住者がいなかった場合（新築・建替住宅にシステムの設置をする場合）】

9 申請日時点において、発行日から3ヶ月以内でマイナンバーの記載がない申請者の住民票の写し ㊦

- ・ 住民票の住所で居住の状態を、日付で入居日を確認します。
- ・ 実際の入居日と住民票の異動日が異なる場合は、「入居日についての申立書」（様式あり）を提出してください。
- ・ 建替により、住民票の異動を行っていない場合や、その他の事情により実際の入居日と住民票の異動日が異なる場合は、実際の入居日以降に発行された住民票の写しである必要があります。
- ・ 申請者が設置対象住宅に居住しない場合は、居住している者の、発行日から3ヶ月以内で世帯主、続柄、本籍、筆頭者、マイナンバーの記載がない住民票の写しも併せて提出してください。ただし、賃貸の場合は不要です。

② 補助条件システムに関する提出書類

(要綱 別表５－２) 補助金交付請求書(様式第８号)に添付する書類【補助条件システム】

提出書類		補助条件システム		住宅用 太陽光 発電	HEMS 新設
1	領収書の写し (※1) (宛名《申請者名》、金額、但し書き《補助条件システム名及び内訳金額》、領収日、発行日、領収者名、領収印が正しく記載・押印されているもの)			—	○
2	【「1 領収書の写し」に、必要項目が記載されていない場合】 領収書金額内訳書(様式第16号) (※1)			—	○
3	カラー写真(※2) 撮影ボードと一緒に撮影した下記①～④の写真を、台紙(様式第17-2号)に貼付し、提出				
	【パワーコンディショナの入れ替えを行った場合】				
	① パワーコンディショナの設置部分			○	—
	② 定格出力が確認できるパワーコンディショナの銘板部分				
	③ HEMS の設置部分			—	○
	④ HEMS の銘板部分			—	○
4	その他、市民協議会が特に必要と認める書類			○	○

※1 補助対象システムとあわせての作成・提出可

※2 システムが設置された住宅を購入し、補助金交付対象申請時に提出済みの場合は不要

- ・ 以下、単独で作成せず、要綱別表5-1 補助対象システムに関する提出書類と合わせて作成する項目を  で示しています。
- ・ 下記の書類番号（1～3）は、「要綱別表5-2」の提出書類の番号です。

【補助条件システムが新設である場合（システムが設置された住宅を購入する場合も含む。）】

1 領収書の写し （新設）

- ・ 「（要綱別表5-1）補助金交付請求書（様式第8号）に添付する書類 【補助対象システム】」の「1 領収書の写し」（p38～39）を参照してください。
- ・ 補助条件システム単独で作成しても、補助対象システムの領収書に含まれている場合もいずれも可とします。

【「領収書の写し」に、必要項目が記載されていない場合】

2 領収書金額内訳書（様式第16号） （新設）

- ・ 上記1の領収書の写しに必要項目（宛名《申請者名》、金額、但し書き《補助対象システム名及び内訳金額(税抜)》、領収日、発行日、領収者名）の記載がない場合にご提出ください。
- ・ エクセルの自動計算機能を利用する箇所については訂正印等での訂正不可です。訂正が必要な場合は作成し直してください。
- ・ 補助条件システム単独で作成しても、補助対象システムの領収書に含まれている場合もいずれも可とします。

3 カラー写真

- ・ 「（要綱別表5-1）補助金交付請求書（様式第8号）に添付する書類 【補助対象システム】」の「4 カラー写真」（p33）を参照してください。
- ・ システムが設置された住宅を購入し、補助金交付対象申請時に提出済の場合は次の①～④の写真は不要です。

【パワーコンディショナの入れ替えを行った場合】

① パワーコンディショナの設置部分 （既設）

② 定格出力が確認できる、パワーコンディショナの銘板部分 （既設）

- ・ システムのパッケージ型番・製品番号等と銘板の内容が一致しない場合は、両者が同一のものであることを示す書類を添付してください。
- ・ パワーコンディショナを隣接して2基設置する場合など、設置後に銘板の写真を提出できない事例が発生しています。設置時にタイミングを逃さず撮影を行ってください。

③ HEMSの設置部分 ㊦ (新設)

④ HEMSの銘板部分 ㊦ (新設)

- ・ 機器の背面に銘板があるリモコンやモニターなど、壁に設置後の写真撮影が困難な場合がありますので、設置前に撮影するように注意してください。

4 その他、市民協議会が特に必要と認める書類 ㊦ (既設)

- ・ 太陽光発電システムが既設で母屋以外に設置されている場合は、太陽光発電システムから母屋まで配線が繋がっていることが確認できる写真を提出してください。(複数枚可)
また、太陽光発電システムから母屋までの配線の状況がわかる図面等を提出してください。

ポイント

リチウムイオン蓄電システム等の補助対象システムにおいて、HEMSの機能を代替する場合、補助条件システムとしての写真は省略できます。

(4) 取下げ、計画中止、計画変更時の提出書類

① 取下げ届

補助金交付対象決定申請書を提出し、当協議会が補助金交付対象決定をする前に申請を取り下げようとするときは、すみやかに事務局までご連絡いただき、その後、取下げ届（様式第4号）を提出してください。

② 計画中止届

当協議会が補助金交付対象を決定し、設置工事に着手する前（補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は入居前）に、補助対象システム又は新設予定の補助条件システムの設置を中止しようとするときは、計画中止届（様式第6号）を速やかに提出してください。

③ 計画変更承認申請書

・ システムを変更する場合

当協議会が補助金交付対象決定し、設置工事に着手する前（補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は入居前）に、補助対象システム又は補助条件システム（新設の場合のみ）を変更または、追加・削除する場合は、変更後の補助金交付対象申請書（様式第1号）と共に計画変更承認申請書（様式第5-1号）を速やかに提出し、協議会の承認を受けてください。※変更後の添付書類（工事請負契約書等）も提出してください。

※変更・追加されたシステムについて補助金交付対象又は補助条件システムとして要件を満たしているか、審査いたします。

※既に設置工事に着手している場合（補助対象システムが設置された住宅を購入する方については、既に入居している場合）、補助金交付対象決定が取り消される場合があります。

・ 補助金申請額が増額となる場合

補助対象システムの機器費や、補助対象システムである住宅用太陽光発電システムの発電出力の変更等により、補助金交付対象決定時の補助金交付予定額より補助金交付請求額が増額となる場合は、設置工事に着手する前に、変更後の補助金交付対象申請書（様式第1号）と共に計画変更承認申請書（様式第5-1号）を速やかに提出し、協議会の承認を受けてください。※変更後の添付書類（工事請負契約書等）も提出してください。

- 以下のような**軽微な変更**については、計画変更承認申請書（様式第5-1号）の提出は不要ですが、補助金交付請求書（様式第8号）の「8 システムの詳細及び導入経費等」にその内容を記載してください。

<軽微な変更の例>

- ・機能は変わらないが一般仕様⇔耐塩害仕様に変更
- ・廃番のため機能が変わらない代替品に変更
- ・住宅用太陽光発電システム（新設）の発電出力の変更はないが、パネルの配置等が変更
- ・住宅用太陽光発電システム（既設）の発電出力の増減
- ・補助対象システムの機器費の減額
- ・補助対象システムの機器費が増額するが、補助金交付予定額は増額しない
- ・補助対象システムの工事費の増減
- ・補助条件システムの機器費&工事費の増減
- ・補助金交付予定額が増額しない住宅用太陽光発電システム（新設）の機器費&工事費の増減

ポイント

計画変更承認申請書が提出された時点で、補助金交付対象申請額が補助枠に達していれば、増額変更ができない可能性があります。

11 補助金受領後

(1) 補助対象システムの管理

補助金を受領された方は、補助対象システムを下記の期間、善良なる管理者の注意をもって管理する必要があります。

補助対象システムを管理期間（要綱別表6）内に処分又は変更しようとするときは、あらかじめ財産処分及び変更承認申請書（様式第12-1号）を市民協議会に提出し、その承認を受けなければなりません。

承認を受けた場合も、補助金の返還を求められる場合がありますので、要綱の内容をよくご確認ください。

（参考：要綱 別表6 補助対象システムの管理期間）

	補助対象システム	管理年数
1	住宅用太陽光発電システム	17年
2	リチウムイオン蓄電システム	6年
3	V2Hシステム	5年
4	高効率給湯器（エコキュート）	6年
5	家庭用燃料電池	6年

(2) 電力使用量の報告

補助対象システム設置後、使用できるようになった月から1年間（既築住宅に補助対象システムを設置した場合は、補助対象システム設置前1年間の電力使用量も必要）の電力使用量等に関する、使用状況調査報告書（様式第13号）の提出が必要です。

補助対象システムを設置後、使用できるようになった月から毎月使用電力量等を記入頂き、1年間分を記入完了後、必ずご提出をお願いします。

(3) アンケート調査

令和7年度に補助金を受領された方には、令和8年度にアンケート用紙を送付しますので、必ず回答されるようお願いします。

《補助対象者》

Q1 補助対象のシステムを設置している市内の建売住宅を市外の者が購入する場合、補助対象になるか。

A1 購入者が補助の要件を満たしていれば補助対象となります。

Q2 別居している親が住宅所有者である既築の戸建住宅に、補助対象システムを設置する場合、申請者はだれになるか。

A2 いずれの住宅も、原則、申請者、工事契約者、工事代金の支払者、**系統連系・電力受給の契約者**及び補助金受領者は同一人物とします。
設問のケースでは、住宅所有者である親と、実際に居住している者のいずれも申請者となれますが、申請者が、工事契約者・工事代金の支払い者・補助金受領者・系統連系・電力受給の契約者である必要があります。

Q3 過去に福岡市地球温暖化対策市民協議会（旧：福岡市地球温暖化防止市民協議会）からの補助金を受領し、補助対象システムを設置したが、当該システムを新しい機器に取り換えたい。申請できるか。

A3 補助金を受領した方は、補助対象システム毎に定める管理期間の間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。この管理期間を過ぎている場合は申請できます。
また、管理期間内に補助対象システムを処分する場合、事前に市民協議会に届出を行い、処分の承認を受ける必要があります。管理期間内の処分の場合、返還金が発生する場合がありますが、返還金を支払えば設問のケースでも申請は可能です。

Q4 受付期間前であるが、新築住宅の工事を始めており、基礎までできている。既に住宅の工事を始めていても申請は可能か。

A4 申請は可能です。
ただし、補助金交付対象決定前に補助対象システムの設置工事に着手している（補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は入居している）場合は、補助金交付対象決定される資格を失います。

《機器全般》

Q5 住宅用太陽光発電システムや家庭用燃料電池などの補助対象システムは、中古品でも補助対象になるか。

A5 中古品は補助対象システムとは認められません。補助条件システムとしての住宅用太陽光発電システムは既設、HEMSについては、新設・既設を問わず、補助条件システムとしています。

- Q6 住宅用太陽光発電システムや家庭用燃料電池などの補助対象システムを、2世帯住宅にそれぞれ1基ずつ設置する場合、補助対象になるか。
- A6 福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業補助金交付要綱では、各戸毎に補助対象システム1基までを補助対象としています。2世帯住宅において、2世帯各々で申請する場合は、住戸が区画され、完全に独立していることが分かる書類（建物の図面や区分登記等）が必要です。
- Q7 1階が商店で2階が住居になっている個人所有の「戸建住宅」に、補助対象システムを設置する場合、補助対象になるか。商店と住居部分を併せて電気やガスの契約を行っている。
- A7 個人が居住しており、補助対象システムを居住部分で使用する場合は補助対象となります。（補助対象システムを店舗部分のみで使用する場合は、補助対象にはなりません。）

《住宅用太陽光発電システム》

- Q8 戸建住宅に住宅用太陽光発電システムとHEMSを設置する予定だが、補助金の交付対象になるか。
- A8 リチウムイオン蓄電システム、V2Hシステム、高効率給湯器（エコキュート）、家庭用燃料電池のいずれか1基以上を組み合わせる導入する場合に限り、住宅用太陽光発電システムは交付対象となります。HEMSは補助金の交付対象外です。
- Q9 住宅用太陽光発電システムの増設は、補助対象になるか。
- A9 現在ある既設の住宅用太陽光発電システムの設置に関して、福岡市地球温暖化対策市民協議会からの補助金を受領していない、かつ、令和7年度の住宅用太陽光発電システムに関する他の要件を満たす場合は、増設分は補助対象となります。ただし、補助金を受領していた場合においても、システムの管理期間（17年）を経過している場合は、補助対象となります。

《書類の訂正》

- Q10 書類の訂正については訂正印が必要か。
- A10 訂正印は不要ですが、修正テープ（液）を使用しての訂正はしないでください。本人（もしくは手続代行者）による訂正か不明の場合は、事務局より記載内容の確認をさせていただきます。また、様式によってはエクセルの自動計算機能を利用するものもあり、この場合は作成し直してください。

《申請期限》

- Q11 補助金交付請求書の提出が、「補助対象システム及び新設の補助条件システムの設置が完了した日」又は「入居した日」のいずれか遅い日から起算して60日以内となっているが具体的にどのように計算するのか。
- A11 例えば、7/3に補助対象システム及び新設の補助条件システムの設置を完了し、7/7に入居したのであれば、7/7を1日目とし、9/4が60日後となります。

※60日以内に提出した場合であっても、申請書や提出書類に不備があれば、書類の修正等を求める場合がありますので、余裕をもって提出してください。
また、前述の日から60日を経過していなくとも、令和8年2月27日（金）を最終期限とします。

《提出書類》

Q12 補助対象システムの設置及び入居が完了したため、補助金交付請求書を提出したいが、必要な提出書類が一部提出できない。どうすればよいか。

A12 原則、設置工事完了日または入居した日のいずれか遅い日から起算して、60日までに不備・不足のない状態で全ての書類を提出していただく必要があります。（60日を経過していない場合でも、令和8年2月27日（金）を最終期限とします。やむを得ない事情があつて提出に時間を要する書類がある場合は、提出期限より前に、十分に余裕をもって事務局にご相談ください。）

「福岡市地球温暖化対策市民協議会」とは？

- ・ 地球温暖化対策としての積極的な実践活動の促進を目的に、市民・事業者・行政が一体となり設立した団体（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく協議会）で、現在、会員数は企業や市民団体など 130 を超えています。（随時、入会希望も受付けています）
- ・ 本補助事業の他、電気自動車等の購入助成やE C Oチャレンジ応援事業、環境フェスティバルへのブース出展などを行っており、福岡市環境局脱炭素社会推進課が事務局を務めています。

詳しくは、協議会ホームページをご覧ください。

「福岡市地球温暖化対策市民協議会」で[検索](#)